

ダンボールはゴッコじやない

(裁判の軌跡)

7.6.20 39

都議会議

傍聴人

氏名

一

般傍聴券

券

63

年齢

63

7.3

傍聴人

住所

氏名

新富西口ビル

氏名

九六年一月二四日、東京都による強制撤去・排除に際して逮捕された新宿連絡会メンバーの笠井・本田の両名は二月一日、威力業務妨害罪で起訴された。以降、八カ月にわたる長期拘留と一六回にわたる公判の末、九七年三月六日、東京地裁で無罪判決が勝ち取られた。

本章は、膨大な公判記録から被告人最終意見陳述と弁護側証人証言（一〇人より六人の証言を再録したものである。証人証言に関しては、文章化する上で若干の手直し及び割愛を行なった。公判記録としては、あくまで一部に過ぎないが、それでもこの裁判で何が問われたのか、無罪判決の根拠が読み取れるはずである。その上で、裁判全体の流れを振り返ってみたい。

まず、公訴事実から要点をまとめると、被告人両名は東京都の「道路環境整備工事」を實力で阻止しようと企て、多数の者らと共に謀の上、バリケードを構築したり鶏卵、旗竿、花火などを投げ付け、座り込みを扇動するなどして同工事の着工を不能ならしめた。これが「威力業務妨害罪」にあたるというわけである。

これに対して弁護団（大口昭彦、向井千景、森川文人）は、そもそも東京都の行なった強制排除は「権力的公務」であるから「威力業務妨害罪」にはあたらないし、被告らの行為は憲法、労働組合法、国連の人権規約に照らしても裁かれる理由はなく、裁かれるべきは東京都の側であると、公判に臨んだ。検察側は、一・二四に至る背景や本質論議を避け、正当な行政行為である道路環境整備工事（この名称からして事の本質を隠蔽している）の物理的妨害のみを意図した集団が新宿連絡会であり、その妨害行為を指揮・扇動したのが両被告であるとして、証人も東京都建設局の現場責任者や警察関係者らもつばら事実行為に沿った証言を行なった。

検察側証人証言で注目しておきたいのは、建設局課長・宮澤正（現場責任者）の証言である。宮澤によれば、都是一貫してダンボールハウスを住居と認めず、「路上廃材」すなわちゴミと見做してきたこと、ゆえに本来成すべき行政手続（聴聞、弁明の機会など）や話し合いを無視し続けてきた事を正当化した。形ばかりの「告知」（周知）をもって、問答無用の排除を強行したのも、こうした認識による。

弁護側論証においては、検察側の構図を根底から突き崩すべく一・二四をめぐるあらゆる領域に光を当て、闇の正しさを裏付けてゆく。ここで、本章では割愛した四人の弁護側証人と証言について触れておきたい。

松沢哲成氏（東京女子大教員）は、寄せ場の歴史から見た新宿の位置を、「寄せ場学会」の中心メンバーとしての蓄積をふまえ、底辺・下層労働者の歴史的・現在の有り様を引き付けて明らかにした。佐々木俊也氏（牧師）は、山谷労働者福祉会館を担う立場から野宿者の現状と行政の対応の問題点について言及した。荒木剛氏（日雇全協・山谷争議団）は、日雇労働運動の実践から見た今日の労働供給体制の実態を暴き、そこから都の就労対策の欺瞞性を指摘した。和久田修氏（弁護士）は、一・二四当日の監視弁護士という立場から、強制排除や逮捕の状況を述べた。

以上の証言者と、本章で再録された六人の計一〇人が、五回公判のなかで証言を行なった。そして、九七年一月二三日の論告求刑（それぞれに懲役一年十ヵ月）を経て、三月六日の判決公判を迎える。結果は、「被告両名は無罪」であった。検察側の主張は退けられ、ダンボールハウスはゴミではなく住居として認められたのである。

判決文では、ダンボールハウスを次のように規定している。

「路上生活者がその中で寝泊りできる大きさで」「多くは屋根をも備え、風を防ぎ、通行人にもどきこまれないようにした簡易な小屋状の工作物であつて、しかも、現実路上生活者の居住の用に供している物であることを考慮すると、それが無価値の堆積物ないし廃材であるということは到底できない」「自主退去に応じなかつた者は、引き続きその場に定着してこれを利用する意志であつて」「その所有者の意志に反して、単に清掃作業の対象として撤去できるものとは言い難い」

そして「権力的公務」か否かという争点については、「ダンボール小屋を物理的に撤去する行為は、行政機関による直接的な実力の行使に他ならず、私人にその受忍を強制するものであるから、強制力を行使する権力的公務である」とは明らかである」として「威力業務妨害罪の業務には、強制力を行使する権力的公務は含まれず、加えて、その手続上の瑕疵をも考慮すると、同罪による保護の対象外であるから、被告人両名の本件行為は、威力業務妨害罪の構成要件に該当しないものというべきである」ゆえに「無罪」となったわけである。

判決はマスコミでも大きく取り上げられたが、東京都は反省するどころか「予想外だ」「今後も西口広場の正常化に努めたい」と居直りそのものコメントを出し、検察側は控訴した。このため、裁判は高裁に舞台を移して闘われる。控訴審は、九七年秋に開始される予定だ。

また、この公判と並行して闘われた「一・二三弾圧」公判についても解説しておきたい。

強制排除に先立つ一月三日、東京都は、数百名のガードマンと警察官を動員して告知（周知）を強行した。告知とは、単なる「退去通告」であるが、そのやりかたは杜撰極まりないものであった。当日は深夜の十一時ごろにガードマン・警察の大部隊が西口地下通路を制圧、抗議する人々を暴力的に排除して、形式的な告知が行なわれた。その際、押し込められた多数から離れて単身で都の職員らに抗議した新宿連絡会メンバーの吉村理人氏が公務執行妨害罪で逮捕され、起訴された。

公訴事実によれば、「被告人が宮澤（都建設局）に対し、左手でその上着右襟首をつかんで頸を数回突き上げ、更に右手でその左襟首をつかみ、その場に押し倒した」というものだが、明らかな「でっち上げ」弾圧であるとして、全面無罪を掲げた公判闘争となった。

一四回（九六年四月―九七年四月）にわたる公判でも、暴行の事実を具体的に裏付ける証拠はなく、「被害者」の証言と逮捕を指揮した新宿署・警察官の証言のみという曖昧さであった。これに対して弁護士団（田鎖麻衣子、松井武、松井清隆）は、現場を撮影していたカメラマンやビデオ・スタッフらの証言及びビデオを基に、暴行が存在しなかった事実を論証した。

その結果、検察側は「懲役一年」を求刑。九七年四月二三日に出された判決は、検察側の主張を曖昧なまま取り入れた有罪判決（懲役八カ月・執行猶予二年）となった。暴行の事実認定を何一つ確定することなく、予断にもとづいた「推定有罪」ともいえるほど問題のある内容である。弁護側は即日、控訴。一・二四公判と同じくこの秋から控訴審がスタートする。

## 守るものは己の身体と、仲間とのつながりだけ

被告人 本田庄次

一、はじめに

96年12月1日、新宿連絡会は第三回目の越冬闘争の突人を宣言し、「仲間の命を仲間自身の力で守り抜こう」と、越冬闘争のスローガンを掲げた。しかし、その時点ですでに3人の仲間が路上で死亡するという、厳しい現実からのスタートとなった。

「一人の野垂れ死にも出さな！」

越冬闘争は毎年、このスローガンを掲げて闘い抜かれている。しかし、この目的を最後までなし遂げられた冬は一度たりとでない。仲間が路上で死ぬたびに、「これ以上の犠牲者を出さな！」にスローガンは変えられ、夜間の見回りは続けられるが、命を奪われる仲間は後を絶たない。

一体何が悪いのか。誰がこの現実を放置しているのか。野宿せざるを得ないのは、当事者に責任があるのか。

私が野宿労働者の問題を考え、新宿での活動を始めたきっかけは、この疑問であった。

現在、新宿の路上には約一五〇軒のダンボールハウスが立ち並び、約五〇〇人の野宿労働者が

生活している。通行人の冷たい視線を浴びながら、それでもなお地べたにへばりついて、生き抜いている。

確かに異常な事態だ。放置できない問題だ。こんな現実がいつまでも続いているはずはない。私もそう思う。しかし、解決するというのは、道路を清掃し寝ていた人間を施設に収容する事だけではいはずだ。

1・24に至る過程で、新宿連絡会は東京都に誠心誠意話し合いを求め、話し合いでの解決を求めてきた。お互いの意見を出し合い、最も有効な対策を出していこうと呼びかけてきた。何故東京都是我々との話し合いに応じなかったのか。一切の混乱の原因はここにある。

暴力的な強制排除を行なった東京都が、話し合いを求めて座り込んだ者を犯罪者に仕立て上げ、「集団的な威力業務妨害事件」などと言い続けている事に、私は腹の底からの怒りを禁じ得ない。

本法廷において、私たちは裁きを受ける身にある。だが我々が裁かれるのなら、東京都の取ったあのやり方が正しかったのであろうか。本裁判の判決は、大きな社会問題として浮上している「ホームレス問題」への対応をめぐる、極めて重要な判例になるだろう。

## 二、何故我々が逮捕・起訴されたのか

労働運動であれ政治運動であれ、お上に従わない運動である限り、弾圧を受けるのは世の常である。警視庁新宿警察は、当日の現場での主導権を取り、我々二名への指名逮捕を行なった。この弾圧が極めて政治的なものである事はいくら繰り返しても足りない。

東京都の狙いはどこにあったのか。

それはずばり、新宿からダンボールハウスを一掃する事、ひいてはホームレスを一掃する事にあった。(この事は、都の行なった「周知」の際、工事敷地外にもビラを投げ入れ、事実24日には工事と全く関係のない場所まで強制撤去が行なわれた事実によって明らかである)

「指導者がいなければ、路上生活者など恐れるに足りない、あとは言いなりだ」  
都の計画は予定通り進んだ。ところが予想外に大きな難問が現れた。

マスコミの報道が都の行為を非難、世論も排除された側に味方した。新宿の路上では当日から連日20万円のカンパが寄せられた。

ここで我々への起訴が決まった。

思いもよらぬ社会からの非難に、「座り込んでいたのはほとんど支援者だった」と、根拠のない作り話を流し、「道路環境整備工事を妨害するために、労働者を扇動した」と一切の責任を被告人の身となった我々に押しつけたのである。

ここに東京都の持つ、偏ったホームレス観が根づいている。路上生活者は全て指導者に扇動されて行動した——これが都の主張の全てではないのか。

人間として扱ってほしい。

この切実な要求の意味を最後まで理解せずに、新宿連絡会を左翼の政治運動団体として勝手に規定し、問題をこじらせ大きくしてしまい、最後は八方ふさがりの暴力的な強制排除。これでは社会も認めるわけがない。



東京都はかなり動揺した。必死の巻き返しが芝浦施設への、強引な収容である。初日に43名の入所しか果たせず慌てた東京都は、入所者数を水増しするために、地下通路で人夫出し業者の手配師のように労働者に声を掛け、人さらいのように収容所に送り込んだ。行き着く先は運河に囲まれた収容所で、紹介される業者は日給五千円程の地方の作業員宿舎であった。非公式に手付金3万円を渡し、寮から追い出した。労働者は仕事に行く振りをして、ほとんどが新宿の駅に戻った。この経過が「79名中56名の就職が決まった」という大本営発表となって公表された。だが東京都の猛烈な巻き返しもここまでだった。同じような強制排除は出来ないが故に、続々と新築されていくダンボールハウスには手を掛けられなかった。

「否」と言う事の許されない社会。

人間がゴミと同様に扱われる社会。

勝手に施設を作り、「暖かい部屋と三食の飯」を用意すれば、全てのホームレスが納得して収容されると思われる社会。

就労対策と称して、暴力団の経営する劣悪な業者に送り込まれ、その後の就労状況すら調査せずに放置されている社会。

その社会のあり方に対し、東京都の非道に対し、人間の作ったバリケードと、人間そのものの座り込みで抵抗したあの闘いを目の前にして、それでも東京都は失策を認めようとしていない。

我々は、間違いもするし失敗もする。その時には誤りを指摘してくれば、いくらでも行かないを正し、反省もする。だが1・24の抵抗闘争は、「あれしか方法がなかった」最後の一线を守るた



めの、やむにやまれぬ闘いであつた。

私はあらためて訴える。我々に過ちは一切ない。

あの座り込みの闘いの中で守ろうとしたものは、踏みつけにされながらも仲間と共に培ってきた人間としての尊厳である。あの闘いは正真正銘、野宿労働者の力によつて担われた。その事實は絶対に譲れない。

### 三、論告に対する意見

検察官による論告は、上記の事実と社会的背景の中で、無理を承知で横車を押しているため、整合性と論拠に乏しい。その批判の内容は弁護士団による最終弁論に尽くされているので重複はない。私からは特に以下の二点について批判を加えたい。

まず第一に、「東京都の環境整備工事を妨害する企て」とは、一体いかなるものであるのかという事である。

論告だけを読めば、我々が積極的に業務の妨害に至る行動を起こしたかに受けとられる。だが、我々の側から積極的な攻撃を仕掛けた事実などどこにもない。

我々はあくまでも、人を人として扱わない強制排除に抗し、ダンボールの家々を守ろうとしただけである。静止状態で待ち構えた我々に対し、動きを持って攻撃して来たのは全て東京都側であり、その陣形は機動隊に守られ強固に防衛されていた。

「俺たちの意見も聞かずに強制的に排除しようとしている。仲間と力を合わせてダンボールの家

を守り抜こう」と呼び掛ける事が、業務の妨害に当たると言うのなら、東京都の決めた事に、万人は従わねばならない事になる。おかしい話だ。

「通路を完全に閉鎖し、通行人にも多大な迷惑をかけた」——検察は東京都ともう一度打ち合わせをした方がいい。工事着工の当日は、我々の動きに関係なく「全面通行止め」と公表したのはどこの誰であろうか。バリケードが作られたから、通行が出来なくなったのではなく、最初からあそこは人が通らない予定だったのだ。

さらにその後、妨害行為があると勝手に思い込んだ東京都は、工事の計画を変え、作業の負担を重くし、作業員の数も増やさずに、長く時間がかかったと訴えた。逮捕され身柄拘束された後に起きた現場の事態まで、我々の責任だと言うのであろうか。

さらに、我々が逮捕された後、排除が行なわれた場所と関係のない通路の店から苦情が出た事の責任まで、我々にお押し着せようとしている。つまり一切の責任はお前らにあると。

これではだだっ子の幼稚園児と同じだ。

言い訳をするのは勝手だが、嘘をついてはいけない。

論告中の「東京都の右工事計画を知り、これを実力で阻止するため」という内容は、事実と全く違うのである。我々は工事の阻止を目的としたのではなく、生活根拠地を自らの手で守る事だけを目的としたのだ。

論告に対する意見の第二は、当日の行動が、我々の「指示・誘導・呼びかけ・音頭」によって成立したという内容についてである。この論旨にたった場合、二つの矛盾が生まれる。

一つは、座り込みを行なった労働者の内から、I・Oの両名だけが事件の被疑者とされた事の原因が全く見当たらない点だ。検察の主張通り、我々の「指示」によって行動が起こされ、現場にいた労働者にも責任があるというのなら、座り込みをした労働者全員に「容疑」がかけられてしかるべきである。何故とりわけて両名であったのか。この両名だけが、自分の意志で行動に参加し、他の二〇〇名は何も分からずに「指示に従っただけ」だと言うのであろうか。この疑問に応えられない限り、I・O両名の供述調査は自由意思による任意の供述とは言えないのである。

もう一度言おう。何故、IとOの二名だけが被疑者とされたのか。検察はこの疑問に絶対に答えられない。

二つめの矛盾は、多くの野宿労働者が何故我々の、検察の言うところの「指示」に従ったのかという点が明らかにされていない事だ。青島流に表現すれば、野宿している人間はすべからく「独特の人生観と哲学を持っている」と、東京都には見なされてきた。

それではお尋ねしよう。「独特の人生観」を持っている多くの労働者が、たかが数名の新宿連絡会メンバーの「指示・誘導・呼びかけ・音頭」に呼応したのは何故なのか。「暖かい部屋と三度の食事」を拒否してなぜ座り込みをしたのか。

「妨害する人がいますが、都の職員と警察が守ります」と、都が放送で呼びかけた時、多くの労働者はドツと笑った。それは、事ここに至ってもまだ俺たちの言っている事が分からない相手に対する嘲笑だったのである。

我々は「生活・就労保障を求める」目的を掲げながら、なかなかその実現を果たせず、多くの

野宿労働者と出会い、厳しいながらも頑張っている、と呼びかけ続けてきた。

しかし運動を始めても、野宿労働者の置かれている現状はなかなか変えられない。炊き出しをやるといっても、週に一回がやっとの事。新宿連絡会は、まだまだ仲間たちの抱える問題を解決する能力は持ち得ていなかった。食の問題一つをとってみても、多くの仲間たちは、「エサ探し」と呼ぶ残飯拾いをやって命をつないでいる。縛つてあるゴミ袋を開け、ゴミの中に紛れている食糧だけを拾い出して、胃袋につめる。夜中の1時2時に街にさまよう労働者の姿を見るたびに、我々は胸の張り裂ける思いを募らせた。

ゴミ袋からエサを拾うことなど、誰だつて嫌だ。好き好んでやる奴などどこにもいない。それを青島知事は「好きでやっている」と言った。怒るのは当たり前ではないか。

写真家の大島俊一さんは長年、新宿ホームレスの写真を撮り続けてきた。彼は言う。

「94年以前の労働者たちは、自分たちがこんな所において、迷惑をかけているとても表情が暗かった。話しかけても返ってくる言葉が少なく、表現に乏しかった。だけど、運動が始まって、皆ながまとまり始めてから、本当に表情が明るくなった。労働者自身が表現していくようになった」と……。

我々は、94年当時「自信を持ち、胸を張って生き抜こう」などと、スローガンのような主張を繰り返していた。しかし自信をもって胸を張れない、路上に居続ける事は社会に迷惑をかけているんだという気持ちだが、多くの労働者の中に根強くあった。

我々は下らない政治主張をするのではなく、新宿の労働者の中にかく入っていった。パト

ロールで座り込んで話し込みをし、夜は商店街からダンボールを拾ってきて、路上に敷いて幾晩も泊まり込んだ。見捨てて来た側の総括をかけて、我々は当事者主体の運動の創出を目指した。政治運動をするためだけに新宿に入りこんだならば、1・24の抵抗闘争も実現できなかったに違いない。

「自分たちだって迷惑をかけているから」と、自らの存在を否定し、影のように街角に佇んでいた3年前の新宿野宿労働者の姿は、今では全く見ることは出来ない。「自分たちにとって生きる権利はあるんだ」と、権利主体となつて声を上げ始めて、新宿の路上には活気が生れた。「行政に俺たちの声を届けよう」と何度都庁に足を運んだか。しかし、東京都のガラス張りの扉は遂に開くことはなかった。

我々は野宿労働者の利益に根差すことだけを目的としてきた。この目的以外に政治的な利益があるわけはなく、無論運動を利用した利益などあるはずもない。

私が警察署に留置されていた時、取り調べに来た担当検事は、「君たちの活動は、他の人にはなかなか出来ない、勇気ある行動だ」などの言辞を弄した。ところが論告の内容はどうだ。「悪質、独善的、民主主義に反する一方的・短絡的」と罵倒の限りを尽くし、反社会的犯罪であるかのごとく描き切っている。そして「シユプレヒコールや演説で煽るなど」と、労働者が主体的に座り込んだ意義を全く認めようとしていない。

我々の活動への批判は勝手だが、野宿労働者が立ち上がった事への評価はどう考えるのか。一人一人が判断し、行動に確信をもって能動的に座り込みに参加した事実を消すことは出来ない。

論告への最大の怒りはこの点にある。またもあなたたちは、野宿労働者を人間として扱おうとしないのか。野宿労働者が自分の頭で考え、自分の意思で物ごとを決める事を認めようとしないうか。

運動に対する批判は自由だが、我々が労働者と共に培ってきた信頼と団結に、唾を吐きかける事だけは絶対に認めるわけにはいかない。新宿の労働者たちが、人間としての尊厳を取り戻し、自分たちの表現を回復してきた過程も知らず、否、そもそも新宿の街が今どういう状態にあるのかも知らずに、1・24の行為を否定するなど、言語道断ではないか。

残念ながら、東京都が机の上で考えた「立ち退き保障策」は、当該労働者の支持を得ることが出来なかった。それに比して、我々は「暖かい部屋も三食の飯」も保障できないが、仲間とのつながりこそが、俺たちの生きていく希望であると訴えた。何にも頼るものがなくなった時、支えあつた隣りの仲間たち、そしてその仲間との団結。これこそが1・24強制排除に抗して守るべき、ただ一つの財産であつた。団結した横のつながりこそ、人間と人間を結ぶ、熱い血の通つた人間同士のあるべき関係性なのである。東京都はこの一点を完全に踏み外した。

1・24に向かう過程で私はこうやって労働者たちに呼びかけてきた。

「仲間たち！俺たち一人一人は、仕事がなくなりたつた一人でこの新宿の街にたどり着いた。その時には、『こうなったのも自分の責任だ』と思ひ込んでいた。寂しかった、心細かった、どうしていったらいいか路頭に迷ひ果てた。だけど、この街に来て同じ境遇の仲間たちが一杯いるこ

とを知った。「何だ、自分だけが悪いんじゃない、仲間がいるんだ。そして俺たちにだって生きていく権利があるんだ」。食う物が無く、飢えている時にはエサを分けてくれた仲間。病気で倒れた時には役所に連れていってくれた仲間。俺たちがここで生き抜いていけるのは、他ならぬ仲間たちがいるからだ。

俺たちは東京都や新宿区に、生活や就労の保障をするように何度も要求してきた。だが俺たちの生活は何一つ変わらないばかりか、今度は「動く歩道」を作るから立ち退けと一方的に通告してきた。俺たちはすぐさま話し合いを求め、粘り強く交渉のテーブルを作る事を求め続けた。東京都が野宿する仲間たちの存在を認め、仲間たちの声を聞く姿勢を持つならば、譲歩することも真剣に考えた。

12月8日、東京都は俺たちの意見を何一つ聞くことなく、勝手に工事計画決定を発表し、施設を作るからそこに入れと言ってきた。

「またもゴミ扱いか！ なぜ当事者と言葉を交わさない！ なぜ当事者と向き合おうとしない！ なぜ人間として扱おうとしない！」

何も一月の糞寒い中で工事を始め、俺たちを追い出す必要はないだろう。

仲間たち！ もはや俺たちの生活は、俺たち自身の力だけで守るしか手段は無くなった。問答無用の暴力的な排除にくるなら、テコでも動かぬ俺たちの意思を示してやろう。そして俺たちのかけがえない財産である、新宿の仲間の団結を必ず守り抜こう！

こうした呼びかけが、この日本社会の秩序を乱す犯罪行為であるならば、もはや民主主義はこ



の国には存在しない。民主主義とは少数者の意見を切り捨てない事にこそ、その大義があるのである。

検察官の主張通り、私たちの呼びかけが「扇動・指示」にあたるというのなら、当然1・24の現場で喋った私の言葉も、社会的な非難を受けるのが当然である。ところが社会世論を反映するマスコミ報道で、我々の行動自身を問題にしたものは一つもないのである。

96年1月24日、新宿の路上で起きた事件は紛れもなく「東京都によるホームレスへの強制排除事件」であった。この客観的事実を「東京都の業務を妨害した事件」であると主張しているのは、一方の当事者の東京都と、検察官だけだ。

社会の非難は当事者のどちらに集中したのか。我々の行なった行為に、「けしからん」という声がどれ程上がったのか。

私は断言する。1・24の闘いは、野宿を強いられた労働者たちが、主体になって行動したところにこそ全ての意義がある。

そして当事者が主体になってつかみ取ろうとしたものは、当事者自身が切り開く希望と未来だったのである。

底辺下層の労働者、野宿を強いられている労働者たちは、社会に自分たちの声を反映させていく機会が奪われ続けている。山谷・釜ヶ崎をはじめとする日雇労働者ばかり。新宿をはじめとする都下の野宿労働者ばかり。だが社会の一構成員である限り、自らの生活に関わる重要な問題については、きっちりと意思を示す必要があるのは言うまでもない。バリケードと座り込みの闘い

は、意思をはつきりと指し示すための、踏み付けにされ続けた底辺労働者の、最も労働者らしい闘いであった。

守るものは己の身体と、仲間とのつながりだけ。最もプリミティブでありながら、これほど本源的な闘いは、寄せ場と路上の闘い以外、日本のどこにも存在しない。

#### 四、底辺下層労働者の闘い

我々寄せ場の労働組合活動家の先達である船本洲治は、70年代にこうした一文を残した。

「われわれの現在は暗黒であり、われわれの未来もまた暗黒である。私はみている。われわれの死を知っている。暴動の最中にたたき殺されるのはまだいい。ドヤのベッドで、公園のベンチで、われわれの死体がまるでゴミを処理するような調子で片付けられるのを知っている。労働現場での死は、それでも丁寧に埋葬される。だが、われわれの死体に如何ほどの意味があろう。わたしは知覚する。われわれの肉体が次第にポロポロになってゆくのを覚える。われわれは一生涯にわたるアシユラとして、肉体を、感性を、奪いつくされ、やがて廃人となるのだ。

現在若い諸君は、いずれ年老いてゆけばわかるだろう。われわれの客観的未来が野垂れ死に以外にないことが、われわれはやがて武器としての肉体すらも収奪されるのだ」

客観的未来が野垂れ死にしかない底辺下層の労働者の存在に対し、この国の行政は何も対策を打ってこなかった。70年代から四半世紀たっても、野垂れ死にの現実には変わりはない。

船本は、この厳しい現実の中から立ち上がる労働者の姿を、山谷・釜ヶ崎において30回以上にわたって繰り返されてきた暴動の中に見た。

「釜ヶ崎―山谷暴動に共通して言えることは、仲間が警官に差別的、非人間的に扱われたことに對する労働者の怒りの爆発として始まった点である」（船本洲治）

底辺に組み敷かれてきた労働者が爆発させた暴動の契機も、人間としての尊厳を踏みにじられたことへの怒りだったのである。

この社会が底辺下層の労働者をいかに切り捨ててきたのか。路上で野宿する者を「自分とは関係ない」と関係を遮断してきた者がどれだけいたことか。

今回の新宿の闘いも、「非人間的な扱い」に對する怒りを契機とする意味において、歴史的に繰り返されてきた底辺労働者の闘い様をはつきりと指し示したと言えらる。

だが優れた寄せ場の活動家であった船本もまた、寄せ場の現実に心を痛め、野垂れ死にの現実を変えようとして奮闘したが、権力のデッチ上げ弾圧によって孤立を強いられ、75年6月25日皇太子の沖繩上陸に抗議して、嘉手納基地のゲート前で焼身決起し、最期を遂げた。

底辺労働者の闘いは、一人では決してなし得ない。それは日常生活を守ることからして、共同で事にあたり、食・住の問題を解決していくしかないからでもある。

船本は「山谷・釜ヶ崎の仲間たちよ！ 黙って野垂れ死ぬな」と檄を發してこの世を去った。

そして今、山谷・釜ヶ崎の寄せ場や、社会の底辺で働いてきた労働者たちが、駅や公園・河川敷で仲間と共に命をつないでいる。

黙って野垂れ死ぬな！ この叫びが、決して黙らず泣き寝入りしなないと思いを固めた労働者たちの手で、96年1月24日の闘いにより現実のものとなった。黙って野垂れ死ぬな！ 底辺労働者の中で受け継がれてきたこの言葉が行動となった時、闘いは歴史的にあのような形になった。

言葉を奪われ、表現する手段を奪い取られてきた労働者の最後の抵抗表現。それが1・24の労働者の起ち上がりだったのだ。

黙って野垂れ死ぬな！ 一人になるな！ 仲間と共に生き抜こう！

我々はこれからもこの言葉を野宿を余儀なくされた労働者たちに呼びかけ続けることだろう。

## 五、新宿連絡会運動の今後の展望

我々は新宿で運動を始めてまだ3年しかたない、歴史の浅い運動団体である。

これまではその団体名の通り、「行政に要求し、生活・就労保障を求めろ」ことで、厳しい問題を解決していこうと模索してきた。新宿区への総合要求から団体交渉を経て、福祉領域での対応は若干の改善を見たものの、全体的な労働者の困窮度は厳しいものがある。

行政は「人命保護」の美名を掲げて社会的なアピールは繰り返すが、本当に必要なものを当事者に提供する姿勢を持たず、不要・無用な対策を勝手に決め、それを押しつける態度にも何等かわりはない。

我々はこれまで野宿生活を脱出する事を運動の主目的に据えてきた。だから、全ての野宿労働者が、仕事を見つけたり福祉を受けたりして自活することができれば、連絡会は歴史の役割を終

えると私自身は考えてきた。それまでの期間、やむをえず路上に止まることを認めてもらいたい——平たく言えばそういう事だ。だがバブル崩壊から5年以上が経ち、野宿せざるを得ない労働者の数は爆発的に増え続けた。しかし行政は何も対策をしなかったばかりか、新宿では「道路の管理権」を盾にして、執拗な追い出しが続けられた。

社会学的な現象面から見れば、経済動向や失業状況など客観的な評価は導き出せよう。だが我々は、路頭に投げ出された労働者が、能動的に仲間との関係性を緊密につくり上げ、共同体を無数に築き上げている点に今、最も注目している。

これを我々はコミュニティーと呼ぶ。

毎晩商店街からダンボールを拾い集め、条件の良い場所を求めてさまよい歩きかつての野宿労働者の姿態は、行政による長年の放置状態の中で、定点に仮の家を作り、そこに住み着く姿に変わりつつある。そこには人間のもつ思考・創造・発展性が確実に孕まれている。これぞ人間の行為なのである。

私は、今後も行政に粘り強く働きかけ、話し合いや交渉を求めて、真に有効な対策の実現をはかっていきたいと考えている。だが、今後も行政の姿勢に変わりなく、放置状態や追放政策が続くのであれば、コミュニティーの内実を深めることに、運動の軸を据えていかねばならないだろう。

在日朝鮮人の梁石日氏は、自らの体験を元にした著作『夜を賭けて』の中で、戦後、生活の手段を自らの力でつかみ取っていく在日朝鮮人の姿を描いた。

大阪の朝鮮人部落の住民たちは、日本社会から差別と迫害を受け、公有地にバラック小屋をたてて、密集して生活していた。だが生活の糧は自分たちで調達するしかない。彼等は、爆撃を受けて荒れ果てた大阪兵器工場の跡地から、夜中に鉄類を掘り出してそれを生活の資源にしたのである。アメリカ大陸で抵抗を続けていた「アパッチ族」になぞらえ、警察の弾圧にも屈せず、自前の生活手段獲得の闘いは続けられた。

人間とは、厳しい現実には直面すれば、それを乗り越える新たな創造性をもってこれを克服しようとするのだ。その現実の厳しさが深ければ深いほど、それを克服しようとする絶大なる力が発揮される。

新宿では年間に50名を越す路上での野垂れ死にが強いられてきた。この現実を克服するために、労働者たちはダンボールハウスを作り、寒さから身を守り、仲間とつながっていく事で、「棄民化された自己の命」を防衛する手段を生み出したのである。

我々は今後、本当に自分の力だけで生きてゆける共同体の力を蓄えていくつもりだ。

検察はこう言う。「反省の情、改悛の情が認められず、再犯のおそれは大である」と。

心配はいらない。我々は先の闘いの成果も失敗も総括し、実現可能で有効な方法しか考えない。次はもっと有効・確実に成果のある闘いを準備する。その一切の基準は「野宿労働者に希望と未来を見い出させることが出来るか否か」であり、野垂れ死にの現実をなくしていくことが出来るかどうかなのである。私の関心はただそこにしかない。



## 六、最後に

本公判は、本日の最終弁論で結審する。

果たして、東京都の暴走と失策を我々の「威力業務妨害事件」にすり替え、被告二名を裁くことで決着をつけてよいのであろうか。本公判の判決では、野宿を余儀なくされた労働者たちへの、強制排除政策をよしとするのか否かを明確に示してもらいたい、これが私の最大の関心であり、裁判官への心からの要求でもある。

保釈後、新宿の街に行くと、以前と変わらぬ仲間たちの笑顔があった。1・24があのような闘いでなかったら、労働者の意思を示す事が出来なかったら、この笑顔は見れなかっただろう。その事を思うたびに、私は1・24の正しさを確信するのである。

力及ばずして路上で死んでいった多くの仲間たち！ 残った俺たちの闘いを見ていてくれ！  
あなたたちの死を決して無駄にはしない。

私は生涯をかけて、野宿労働者と共に歩いていく。人の世に光輝く未来が訪れる日まで、あきらめずに前進していく。将来、新宿の野宿労働者たちは、未来への扉を自分たちの力で押しあけていこう。人間が人間らしく生きてゆける社会を目指して……



拒否し実力排除するの  
力阻止

東京都よ！俺らとの話し合い  
強制撤去実

運動は目的に向かい、濁流のように流れていく

被告人 笠井和明

一、はじめに

東京都、そしてその主張に忠実な検察官の主張は驚くほど単純である。

曰く、

「動く歩道建設に当たり、3度も周知を行ない退去の説得に当たった」

「芝浦臨時保護施設を設置して保護をした」だから、

「1・24は強制排除ではなかった」（つまり法的にも人道的にも問題はなかった）。

論告要旨は「都が警察官を動員して路上生活者のダンボールハウスを強制排除・強制撤去したなどとはいえないことは明らかである」とみことなまでに断言している。

それでは昨年（一九九六年）の1月24日の事態は一体何だったのか？

「檢察が言うには、新宿連絡会という「反民主的」「独善的」な団体が、東京都の正当なかつ人道的な対応までした工事着工に、自己の要求を実現させるため反対し騒ぎを起こした事案であるという。」

これまた単純な構造である。自己を正当化するために他者にレッテルを貼り、悪罵を投げ付けるといふ昔からのやり方である。

何故、刑事事件が引き起こされるまで、あれ程の対立と混乱が生じたのか？ そのことにはあえて目をつぶり、事態の表層だけにこだわる「優秀」な検事の頭では、このような使い古されたチンプな発想しか生まれてこないのは当然である。

いずれにせよ、檢察の結論は、東京都には非の一点もない。青島は当然のことをやった。悪いのはすべて新宿連絡会の主要メンバーである笠井、本田被告、そして、新宿連絡会を構成、もしくは同調したホームレスの側であるということである。

ここまで凝り固まった「独特の哲学」をお持ちの権力者には、もはやなにを言っても無駄である。しかし、そこまで言うのなら、是非、次の言葉も言ってもらおう。

「ホームレスは路上に落ちているゴミ同然である。路上に住む権利など誰にもない。不法占拠者は掃除会社に頼んでドンドン排除すべきだ」と。「道路管理権にもとづけばそれは正当な事だ。ついでにピラを押しつけて告知し、収容施設を用意して、そこにプチ込めば人道上も問題はない」

東京都に非の一点もないと言うのであるのならば、すなわちこういう結論になる事は必至であ

る。

## 二、道路管理権でなんでも出来るのか？

東京都、そして検察官が口をそろえて、1・24は強制排除ではなかったと言い張っているのは、もはや見解の相違どころではなく、歴史的事実の歪曲とさえ言える。本件裁判においても、あの事態が強制排除ではない（すなわちホームレス全員が説得に応じ自主退去をした）という証明は一切なされておらず、逆に「東京都が警察官を動員して抵抗するホームレスを強制排除した上で中央公園に隔離し、その間、排除させられた人々のダンボールハウスを東京都が本人の承諾も得ずに強制撤去した」事実が証明されている。ダンボールハウスの撤去時に多くのダンボールハウスは無人であったというのは、その住人のほとんどが無理やり警察官に排除され、中央公園に連行されていたからに他ならず、無人であったことをもって「自主退去」と言うのは事実の連続性を無視した暴論である。立ち退きを要求されている家の住人が警察力によって連行されている留守の間に家を勝手手に取り壊し、家財道具一式を没収したのと同じであり、それこそ「計画的、組織的」な泥棒行為である。

そもそも青島でさえ強制的に事が行なわれた事を記者会見で認め、東京都の正式文書にさえ「強制排除を東京都職員によって行なう」と書かれ、建設局の管理職でさえ強制排除であったとマスコミに漏らしているにもかかわらず、裁判になったからといって裁判うけするように「強制排除ではなかった」などとほざくのは「都合主義」としか言いようがない滑稽な姿である。

東京都、そして検察官が1・24を強制排除でなかったと印象づけようと必死なのは、強制排除であると認められたら、業務の違法性が瞬く間に暴露されてしまうからである。本裁判においても「道路環境整備工事」の法的根拠は道路法42条一項であると一貫して主張していた訳は、無人のダンボールハウスと所有者不明の私物が道路の上に落ちていた、だからこれをゴミとみなし、道路管理権に基づき撤去したと言いたいからである。

周知の通り、道路法に基づけば、道路管理義務により、違法放置物件、違法専有物の強制排除は可能なのである。もちろんこれには法の正当な手続きが必要であり、建設省道路局長通達（昭和30年10月6日）によれば「43条に違反する行為があったときは、道路管理者は速やかに法第71条第一項の規定による監督権を發動し、必要に応じ代執行手続をとって、違法状態の排除に努めなければならない。また悪質な違反行為に対しては告発の措置をとることが適当である」とされている。

しかし、今回（新宿における撤去作業のすべてがそうであったが）このような法による正当な手続きを東京都は一切取っていない。東京都は道路管理義務（法42条一項）を盾にホームレスは不法占拠者であると非難はするものの、その実、法に基づく管理権の正当な行使は一度も行なったことがなく、路上に落ちている所有者不明のゴミとして一律にあつかい、道路清掃作業の一環としてダンボールハウスを撤去していたのである。

すなわち所有者不明のゴミを処分するのに強制力を使う必要もないという論理である。

道路管理義務（法42条一項）というのは道路管理者が何をやっても許されるというものではない。いくら道路管理義務があるからといって正当な手続きさえ踏まずに他人の私物を強制排除したら、これは歴とした違法業務である。

東京都、そして検察官はこれを十分知っているが故に、1・24は強制排除ではなかったと事実をねじまげて強弁する訳である。

ダンボールハウスというのは、ひとつの居住構築物であり、単にダンボールを立てただけの構造ではない。木製の枠を組み、箱型にダンボールを二重、三重に縫い合わせ、かなりの強風でも風が入らぬくらい保温性が保たれる、人間の最低限度の居住が可能な小屋である。4号街路においても我々はこのダンボールハウスのおかげで2年近く一人の凍死者も出さずに生き延びて来られた。もちろん所有者は決まっておらず、自分の生活にあつた工夫をほどこしながら、それぞれが、それぞれ所有するダンボールハウスを居住地として生活をして来た。

どんな色眼鏡で見たとしても、ダンボールハウスを見てゴミが落ちていると判断する者はおそらくいないであろう。新宿においてはホームレスの代名詞としてダンボールハウスは広く認知されている。

ゴミや廃材というのは不要な容態で存在しているものである。そこにはある一定の秩序はない。しかし、4号街路北側にならんだ百軒ばかりのダンボールハウスは一列に長屋風に秩序正しく家をかまえていた。これをゴミだ、廃材だと判断するものはある明確な意図をもっている東京都外にはいない。



我々は95年10月の段階からこのことを指摘し続け「路上廃材撤去作業」によりダンボールハウスを強制撤去するのは道路法の恣意的な解釈の運用であり、違法行為であると明言して来た。その上で「我々の専有物を放置ゴミと一方的に断定し、専有者に弁解の機会、異議申立の機会すら奪って廃棄する事」をやめろ、「今後、市民権をもった人間として我々を扱ってほしい」と要望してきた。

しかし、この事に関して今もって道路管理者からの明確な答えはかえていない。それどころか95年12月15日の一回目の告知時において建設局宮澤は「不法占拠者と話し合うつもりはない」と断言し、1月24日「路上廃材撤去作業」による違法な強制排除を再び繰り返した。更に昨年12月28日、新宿連絡会の越年闘争を妨害しようとする現場にこのこ現れた第三建設事務所副所長山口は「強制撤去などいつでもやれるんだ」なる暴言を吐きちらした。東京都は1・24の何の反省もなく、再び強制排除を繰り返そうと虎視眈々とその機会を狙っている。

いざ、ホームレスに対しては無法、不法がまかり通り、虫けら扱いにされる現実は1・24以降も何も変わってはいない。彼等はホームレスを決して権利主体として認めようとはせず、「配慮」という「恩恵」で人道的なポーズを取るのみにとどまっている。

東京都はこの裁判で1・24が強制排除だと認められるのを恐れている。1・24と同じ事をやりたがっている東京都はだからこそ万人が認める「強制排除」はなかったと強弁しているのである。

### 三、「周知」をした、「保護」をした

アリバイを作るために「配慮」をするのは至極当然のことでもある。今回の強制排除を強制排除ではないとカモフラージュする位置をもっていたのが、「周知」と「保護」である。ホームレスにここまでやってあげたのに、何故反対されたのか分からないと、青島は役者よろしく苦悩の表情をするというシナリオである。

本来やるべきことをやらずに、本来やらずに済むことをわざわざやったというのが、「周知」と「保護」である。

本来やるべきことというのは、工事と立ち退きに際して、説明会なり公聴会なりを開き、真摯な態度で不利益を被る人々と関係当局との話し合いをする事である。また、短期的な収容施設に一律に収容することではなく、それぞれの要望をよく聞き、選択肢可能な長期的な展望をもった自立への条件を複数提示することである。

こういう常識的なことすら事前にせず、いくら「周知」した、「保護」したといっても、それはポーズにしかならないし、ホームレスを権利主体として認めたことにはならない。

「周知」には法的な根拠はなにもない。当たり前だ。ゴミや廃材を撤去しますよと普通は「周知」などしないものだ。わざわざ「周知」をするということは撤去しようと思っっている物件に所有者がいると認めたことと同じだ。所有者が明確に出来るのであれば何故、法77条一項一の規定

により監督処分が発せられないのか？所有者がいると分かっているのなら、工作物の除去と原状回復の措置命令を行なうのが筋というものであろう。この「周知」行為事態、非常に矛盾した行為なのである。

しかも、法的な根拠をもたないということは、この「周知」は「命令」ではなく「お願い」にしか過ぎないということである。だからたとえ「お願い」を聞き入れない人がいても、その人に強制的な処分はしてはならないというのは常識だろう。この「周知」を三度やろうと一〇度やっただとしても、その効力はその程度にしか過ぎない。

東京都は『三度も「周知」をやったにもかかわらず』云々かんぬんと、あたかも居残った者が悪いかのように言うが、しょせん「お願い」に過ぎぬ「周知」が、ここでは「命令」に化け、撤去されても仕方がない、すなわち従わなかった者がイケナイという論調になってくる。

しかも、この「神聖」な「周知」を妨害したと新宿連絡会をまるで暴徒のように描きだしている。「お願い」に来たから「いやだ」と言ったら、これが妨害になるのだ。

だいたいわずか10日前に一方的に「お願い」の文書をばら撒いたとして、一体誰が納得するだろうか？これも常識で判断できるような問題である。わざわざ東京都が大騒動を起こさなくてもビラに書かれた事くらい当時4号街路の仲間は事前に十分知っていた。

「保護」にもまた法的な根拠はない。芝浦臨時保護施設という物は本来の「保護施設」にすら値しないプレハブ小屋。入所基準すらはつきりせず、待遇すら事前に抽象的な事しか発表しない。

しかも入所期限はたったの二カ月。今や「芝浦は失敗だった」というのが福祉関係者の常識として行政内部では論じられている「自立」に結びつかない極めてお粗末な施設であった。法に基づかない施設である以上、行政の責任主体がはっきりせず、指導プログラムさえ作られず、とにかく施設から出て行かせようと、建築現場の劣悪業者に送りこんだだけ。後追い調査もせずに放置していたおかげでほとんどの入所者は再び路上に舞い戻ってしまった。これが輝かしい「保護」の顛末である。

生活保護法にもとづく保護をしていれば、生活指導、就労指導のプログラムにそって自活・自立は指導員のもとで一定保障される。保護をしました、就労させました、という数字合わせでは済まないきめ細かなケアをしているのである。

遠隔地への一律収容という前近代的な発想では、集団生活になじまない人や、その地域に生活基盤をすでに有している人などを明確に排除してしまう。しかも期間限定付きという前代未聞の保護施設では細かなケアが入所者に出来る筈がない。これは福祉関係者の常識である。新宿区生活福祉課が頑として強制排除に反対し、芝浦臨時保護施設すら評価しなかったのは、福祉行政の現場の判断としては極めて当たり前の事であったのだ。

芝浦臨時保護施設に入所し、ガードマン会社に就職したはいいものの半年もしない内にクビになったある仲間は、新宿に戻り、ホームレス運動に理解ある経営者に声をかけられ、今都内のカ

レー屋さんの厨房で一生懸命働いている。東京都がわざわざ手配師の代わりをせずとも、働ける仲間は新宿の路上にいた方が良い仕事に就ける可能性はまだ高い。行政がまずやらなければならぬ事は政策的な高齢者への雇用の創出であることに、東京都は気が付いていないか、もしくはサポータージユをしている。

法的根拠すらないこの二つの行為は、ありがたくも「十分な配慮」という言葉でくくられていく。そこまで配慮をしてくれる心遣いが東京都にあつたのなら、何故本来やるべきことをやらなかつたのか我々は理解に苦しむ。我々に適用すべき法がないのならともかく、道路法という違法放置物件を正當な手続きによって強制排除できる整備された法があり、かつ生活困窮者の救済のために生活保護法という憲法の精神をいかした法があるにもかかわらず、それを適用せず、何ゆえ「十分な配慮」で物事をごまかしたのだろうか？

この疑問への回答を我々は裁判所に託してみたい。

#### 四、施策上の誤り

96年1・24の強制排除以降、4号街路から排除された仲間たちは行き場を失い、4号街路から駅よりの西口地下広場に居住地を移した。今でも東京都インフォメーションセンター周辺の地下広場には二〇〇あまりのダンボールハウスが所せましと建ちならんでいる。4号街路からトコロテン方式で押し出された格好である。

さて、今の新宿の風景をながめ、考えてみれば96年1・24で取った東京都の施策は完全に失敗であったことは誰しもが認めるであろう。

強制排除という前近代的な手法ではホームレス問題は解決しない事は新宿の例が見事に証明している。

東京都はなにかにつけて住民や商店街、歩行人の苦情をあげ、強制排除の正当性を言い張っている。しかし、苦情をあげた住民や商店街、歩行人はこういう形の解決を果たして望んだのだろうか？

東京都議会や建設局に出された住民や商店街の苦情のどれ一つを取ってみても、ただ単にホームレスを追い出せというものはない。そういう風に主張しているのは一部の右翼団体や利権がらみのビルのオーナーくらいであろう。住民や商店街の多数が言っているのは、ホームレスの対策をしろ、つまり、ホームレス状態の人々を放置して矛盾を地元で押しつけるのではなく、ホームレスにならずにすむような施策を責任をもつて取れと要望しているのである。

朝日生命の前のホームレスがいなくなったとしても、今度は安田生命の前にホームレスが移っただけなら問題は何も変わりはない。こんな結果は住民や商店街の人々も決して望んではいなかったであろう。

事実、今も住民や商店街の人々は矛盾を強いられ、地元の行政不信は高まっている。

他方、東京都は「路上生活者対策」というものを94年から特別区と共同で検討し始めていた。対策をしようという意味においては積極的な姿勢として評価できる。この対策は96年7月によく報告書があがり、現在漸時実施にむけて調整を行なっているが、強制排除が起こった96年1月段階では、その報告書の骨子すら確定せず、いまだ検討中の段階であった。

つまり、対策の検討中に強制排除を軸とする施策を東京都は単独で強行してしまったのである。これでは失敗した時の責任を誰が取り、いかに施策を修正するのかすら明確にならない。

とにかく、住民や商店街の要望だといいいながら、それを代弁するようなポーズを取りながら、特別区との対策の合意も無視して、東京都は強制排除を一方的に強行してしまったのである。

この施策の失敗の原因は、東京都のホームレス観にこそある。

東京都は毛頭ホームレスと話し合いをするつもりはなかった。新宿連絡会の話し合い要求を拒否する事が問題をこじらせるだけだという認識もなかった。

東京都はホームレスに対して正当な法適用をしようともしなかった。もちろんその準備も検討すらしていなかった。

東京都は警察官と同行して「周知」をすれば、ほとんどのホームレスは自主退去すると考えていた。もはや抗議されるとは思いもしなかった。

東京都は当日警察官を大量に動員して強制排除を行えば、ホームレスは蜘蛛の子を散らしたようにいなくなると考えていた。妨害されたとしても数人の支援者が抵抗する位と高をくくって



いた。

東京都は芝浦収容所にホームレスは喜んで入所すると考えていた。定員の半分も埋まらないなどとはどうも予想もしていなかった。

つまり、東京都がなぜこんな無責任なかつ前近代的な施策を取りえたのかと言えば、対策を受ける対象を権利主体として認めず、東京都の言うがままに、どうにでもなる存在として見ていたからに他ならない。話し合いもしなかったということは、正確な対象把握すらしていないということである。事実、東京都は誰がどこに住んでいたかすら調べず、もちろんどういうニーズがあるかさえ知らなかった。谷村課長でさえ事件前には一度もホームレスと接したことがない有様である。

もちろん、これでは失敗するのは目にみえている。しかし東京都は権力的な手法しかノウハウをもっていない。どうにかなるだろうという見込みだけで無闇に権力を振りかざした結果が、これである。

本来、東京都は猛省をすべきである。まず当事者に謝り、住民や商店街に陳謝すべきである。そしてその上で一から当事者や地元の声を真摯に聞き、自らねじまげてしまった対策を修正し、練り直すべきである。

ところが、失敗を成功と言いくるめ、何の反省もしていないのが今の東京都の姿である。不誠実な行政をもったおかげで、ホームレスそして、住民や商店街の人々は苦汁の目にあわされてい

る。

まさに東京都には反省の情は認められない。これを放置しておけば、第二、第三の不幸は繰り返されることであろう。

東京都につける薬はあるのかなのか？ この問いへの答えも重ねて裁判所に託してみたい。

##### 五、1・24の抵抗とは？

最後に1・24闘争について触れていきたい。96年1・24闘争を頂点とする「動く歩道」をめぐる一連の闘争は、新宿連絡会結成以来のホームレス運動の試練であった。

新宿連絡会は野宿を強いられた日雇・下層労働者、いわゆるホームレスとよばれている人々の利益を守り、権利を向上させんと結成された団体である。明確に言うとな新宿連絡会は支援団体ではない。野宿を強いられた仲間たちの当事者団体である。私を含め外部から来た非ホームレス者のグループ、連絡会の母体となった2団体は、当事者運動を進める立場で連絡会運動に参加し、活動している活動者集団であって、世間で言われる一般的な支援者ではない。

もちろん、連絡会が新宿のホームレス全員を組織している訳ではないが、3年近い日常活動の蓄積はかなり広範な支持を得られていると我々は自負して来た。

新宿連絡会はその結成の過程からも明らかかなように共通の政治・思想性もちあわせておらず、

野宿者の利益を守るといふ点以外はかなり幅の広い組織であり、活動も個々の主体性を最大限尊重した運動を続けてきた。

このような経過と内容から、動く歩道問題が浮上した時も我々は既成の運動のスタイルにこだわらず、また原則で組織を固めることもせず、出来る事は何でもやろうと、我々が考えられる全ての方法を駆使して反対運動に傾注して行った。これが95年夏からの半年である。

つまり、96年1・24はその当日だけの闘いではなく、その半年間、新宿連絡会がその体力も財力も使い果たすほど運動体の命運をかけてたたかってきた反対運動の一つの結果でしかないという事だ。我々は当初から1・24の闘争形態を想定した訳ではない。運動の目的に照らし、仲間不信と怒りを植え付け、何の展望すら見いだせない不毛な強制排除だけは阻止する。そのために話し合いに持ち込み、相互の信頼関係をまず構築した上で、実質的な解決の方途を互いに模索していく。これが我々が描いていた解決策であった。納得すくなら自主退去も辞さずという背水の陣の姿勢はこの闘いを決戦と名付けた以上、常に我々の中にあつた。仲間の権利を守るのなら妥協も一つの選択肢であつた。

しかし、反対運動には常に相手がいる。我々が思い描いていた解決策は東京都の動向によって日々遠ざかつて行った。

運動にはこれ以上引けないという線がある。これ以上引いたら運動の蓄積はおろか、目的の展望すら見いだせないというぎりぎりの線である。

もし、1・24の最終局面で我々が何の成果もあげずにただ自主退去したなら、今、我々にはなにも残ってはいなかっただろう。敗北感、運動への不信、自分への不信。再び新宿は絶望の街になっていっただろうと、今、私はそう確信している。

1・24は確かに犠牲が多かったが、あの時の我々の止むに止まれぬ選択は、決して間違つてはいなかったと、保釈後、新宿の街を再び訪れ、仲間の踏まれても踏まれてもへこたれない生き生きとした顔を見るなかで、そう思うようになった。

もちろん、正義の闘いであつたなどと、そんなおこがましい言い方はしたくもないし、評価は様々あることは認め、建設的な批判には耳を傾けるようにはしている。

ただし、これだけは言えるだろう。運動は生き物であつて、どう転ぶかなどは最初から見えないものである。肝心な事は運動の目的を踏み外さず、筋を通していくことだけである。

その意味で1・24の闘いは、東京都の動向から見れば必然的になかつ自然な闘いであつただろう。すなわち我々にそこまでさせる悪意(政策的な意図)が東京都にあつたという事である。

我々は我々の1・24がいかに裁かれようととも1・24の到達地平に立ち、それを前進させて行く。これは誰にも引き戻すことは出来ない。運動は目的に向かい、濁流のように流れていくものである。

野宿者の運動に未来はあるのか？

この問いの答えだけは裁判所に託さず、我々の手で必ずやつかんで行く。





# 自らを柱に縛りつけての抵抗

安藤孝義

一九九六年一月三日（第一回公判）

——安藤さんは現在は何のように生活していますか。

新宿区内で生活保護をとっています。

——そうしますと、今は住んでいるのはどこになるんですか。

百人町のどやに住んでいます。

——それはいつからですか。

昨年の五月からです。

——生活保護を受けるようになった理由はどういう点でしょうか。

内臓疾患と背中 of 脊椎狭窄症です。

——それ以前はどちらで生活したんでしょうか。

それ以前はB通路です。

——B通路というのは、新宿の地下道のB通路ということですね。

はい。

——新宿の地下道でそういう路上生活を始めたのはいつころからでしょうか。

九五年からです。

——新宿の地下道に住んでいた頃は、仕事はどうされていたんでしょうか。

あの頃は生活保護をとるまでは仕事は週に一回やるか、なしかぐらいだったです。高田馬場に行っていました。

——高田馬場に行つて、どのような仕事をしていたんでしょうか。

現金日雇仕事です。

——さかのほりますけれども、新宿で路上生活をする以前、それ以前はどのような仕事をされていたんですか。

それ以前は家具屋さんに勤めたり、めつき屋さんに勤めたりしていました。

——それは工場とか、そういうところで働いたんでしょうか。

工場は町工場だったもので、社長が夜逃げしたり、倒産したりということ、自然に、一番手取り早く稼げるのが日雇い仕事かなと思つて、今の仕事を始めたんです。

——飯場で働いていたこともあつたんですか。

はい。

——飯場で賃金がもらえないようなときというのもあつた。

何回かありましたね。

——どうして新宿に住むようにたどりついたんでしょうか。

一番、高田馬場に近いですよ。だから、朝早いもので、部屋で寝ると、寝坊したりしちゃうと



困るもので、自然に新宿で寝ようになりました。

——朝、高田馬場に行つて、仕事を得やすいという意味ですね。  
はい。

——それ以外に今の新宿の地下道及び地下街ですけれども、そこが住むのにいいという理由は何かありますか。

知り合いも多いし、結局、仲間が大勢いるから、一番、住みやすいのかなと思つたりしています。

——仲間が大勢いて、いい点というのはどういふような点ですか。

仕事にあぶれたときとか、飯代ぐらいだったら、お互いに融通がつけられるという点が一番いいです。

——新宿連絡会というのは以前から知っていましたか。

一番最初、知つたのが九四年の八月ぐらいですか。

——それは新宿連絡会ができた頃から知つていたということになるんですか。

ええ。できた頃だかどうだか、よくわからんけれども、大体、九四年八月ぐらいから知つています。

——あなたもその頃、新宿連絡会のメンバーと一緒に活動してたんでしょうか。

区役所に行つて、何とか面倒を見てくれとか、病氣のこともあつたし、そつういふ話はしに行きました。

——あなたも新宿連絡会のメンバーといふふうにかんがえていいんでしょうか。

いいんじゃないですか。

——新宿連絡会のメンバーとしては安藤さんはどんな役割をしていたことになりますか。

日曜日の炊き出しのためにご飯を炊きに行ったり、あとは夜回りをして、いろいろ困っている人を何とか新宿の福祉へつなげる役目ぐらいですか。

——被告人の二人はいつごろから知っていますか。

一番初めに会ったのが九四年の九月ぐらいですかね。ちょうど新宿の区役所に団体交渉に行く前ぐらいです。

——被告人の二人はその当時から現在に至るまでですけれども、新宿のほうでどういうような活動をしていたんですか。

我々と、ほとんど変わらないですよ。ご飯を炊きに行ったり、夜回りをやったということですかね。

——夜回りというのは、先程も言われたけれども、ちょっと説明してくれますか。

夜ですね、大体九時ぐらいから、遅いときは一二時過ぎぐらいまで回るんですけれども、新宿駅の西口地上と、それから東口の地上と東口の地下と、それから、時間のあるときは馬場に行ったり、池袋に行ったり、生活に困窮している人、特に病弱者であるとか、そういう人を何とか福祉のほうへということ夜回りをやっています。

——要するに、困っているというか、人が行き倒れないようにチェックしに行くということですかね。

はい。

—— それでは、本件の事件の内容は大体わかっていますよね。

はい。

—— 今年の一月二四日、事件とされている日ですけれども、当日はあなたはどこにいましたか。  
監視小屋のちょうど前のBの61番の柱に自分で自分の体を仲間にも縛ってもらっていました。

—— その監視小屋というのは、これまで法廷でも明らかにになりましたけれども、新宿地下道の北側通路のバリケードが作られたあたりですね。

はい、そうです。

—— その一番外側の柱ですか。  
柱です。

—— そこに体を縛りつけていたと。  
はい。

—— どちら向きに縛りつけていたんですか。

監視小屋をちょうど背中にしてです。

—— そうすると、安藤さんの目の前というのは。

仲間がみんないっぱい座っていました。

—— 自分を自分で柱に縛ろうと思ったのはなぜですか。だれが思いついたんですか。  
鎖や何かが現場にありました。だれが持ってきたんだか、ちょっとわかりません。

——それで、自分を縛りつけようと思ったのはなぜですか。

無言の抵抗ということなんですけどね。

——だれかから、そういうふうにしたほうがいいとか、そういう指示とかは。

いや、別にだれの指示もないです。

——かなり多くの人が現場にいましたね。

はい。

——被告人らの行動というのは見えませんでしたか。

いや、見えません。笠井さんは見えなかったです、自分の背中ですから。それから本田さんは、見えたのは見えたけれども、私もかなり興奮していたもので、しゃべっているのは何かしゃべっていたけど、よく覚えていません。

——もう一回、確認しますけれども、あなたが柱に縛りつけられていたのは、当日、大体、何時間から何時ぐらいまでですか。

時間はちよつと覚えていません。

——要するに、強制的な撤去があつた時間帯ということですね。

はい、そうです。

——先程も言われていましたけれども、みんな、新宿の路上生活をした人たちが一月二四日当日ですね、座り込むというふうな状況になっていたわけですね。

はい。

——それが決まっていた、みんながそうしようとしていった過程というのは、どういう状況だったか。

一月二三日、二四日の前の日にインフォメーションの前で、みんなて話し合いをして、みんなて最低限の抵抗ということで、じゃあ、もう、みんなて座り込もうというふうに決めました。

——芝浦に都が用意した施設がありましたね。

はい。

——あれに行くのを拒んだ、安藤さんは行かなかったんですか。

生活保護をもらっている以上、どやを空けて、ほかの場所に行つて泊まるというのはちよつとまづいかなと思つたから、芝浦には行かなかつたです。

——ほかの人たちも、多くの人が行かなかつたんですけれども、その理由とはわかりますか。

前に、越冬施設で臨時保護所に一回、入つたことがあるんです、さくら寮に。そのさくら寮の内容があまりにもひどかつたもので、また似たような状態だつたんじゃないんですかね。だから、みんな、あんまり行きがたつてはいなかつたです。

——今でも、行かなかつた人も含めて、新宿で路上で生活している人たちは、仕事があつたら、仕事に行く意思があると言えますか。

みんな、仕事があれば行きたいと言っています。何も好きで地下道で寝ているわけじゃないんで、仕事があればみんな行きたいと言っています。

——この本件の一月二四日の強制退去、あと、九四年にも二月に強制退去とか、いずれも、真

冬にあったんだけれども、東京都に対して何か言いたいことというのはありますか。

まず、真冬にやるというのは世間体を取り繕うためだと私は思っているんです。というのは、いつも、臨時保護施設というのは冬場しか開設しないんですよ。そうすると、強制撤去をやっても、その臨時保護施設へ入れたという取り繕いができると思うんです。

——都や区にあなたの立場からして、本当はしてもらいたかった方針というか、政策ということも、望むことですね、何かありますか。

とにかく強制撤去をやる以前に、当事者の話を一回も聞いてくれないです、行政側は。一回でもいいから聞いてほしかったです。

## 東京都へ伝えたいこと 松本勇二

——松本さんは今、何歳ですか。

七〇歳です。

——その新宿の仲間内では年齢は一番年上のほうですか。松本さんより年上の人がいますか、新宿に。

七〇歳ですけれども、まだ、年長者の方がいらっしやいますから。

——いくつぐらいの人がいますか。

私の知り合いの方は八二歳と八五歳、二人の方は存じています。

——新宿に今もいますか、その方は。

私たちは新宿の福祉へお願いをして、寮ですか、役所の世話で入ったと思いますけど。

——松本さんは新宿の地下道で今、暮らしていますよね。

はい。

——どういうきっかけで暮らすようになったんですか。

私は京都のほうで、ある料理店で従業員として五年の契約で仕事をさせていただきまして、東京

へ帰ってまいりました。それで二月一七日の撤去のその二、三日前に帰りまして、何の気なしに新宿に来たわけです。顔見知りの友達がいましたもんですから、少し、おしゃべりしまして、まさか、新宿で、ああいうふうに段ボールを敷いて寝るといふことは全然知りませんものですから、退職金や何か、多少、持っていましたものですから、サウナというところがありますね、ホテルみたいなところ。そこへ行って、二、三日ゆっくりしようと思ひまして、友達が荷物を持っていくんでは大変だろうから、責任を持って預かってあげるといふわけで、そのお友達に預けたわけなんです。それで帰ってきましたら、そのお友達も、私の荷物も全然、何もないわけなんです。それで、これは困ったと思ひまして、正直なところ、働けば衣類というものは買えるわけなんです。ところが、たいした荷物を持っていませんでしたけれども、そのバッグの中に調理師免許、それから、ふぐの調理師免許、それから、厚生年金証書、健康保険証、生命保険証、そういうものを一緒に入れていたわけなんです。それが無いものですから、自分自身、青くなりまして、これは困ったと思ひまして、そうしたところへ、ちょうど新宿の福祉課の方が街頭相談をやっているから、こちらへいらっしやいというわけで、ついて行つたわけです、その方に。そしたら、どういうわけだと、荷物が無いので、私はとにかく働くことも何もできませんと。お若い方はともかく、私のような年配者とはかく自分の身元をはっきりしないことには、それでなくても、年配者というのは仕事を求めても敬遠される場合が多いんです。それで役所の人に話しました。ところが、そういうことは心配しないで、とにかく、前に大きいバスが止まっているから、そこへ乗って、都のなぎさ寮というところがあるから、そこに入って詳しく相談してみなさいというわ



けで入りました。

—— さっき言った二月一七日と言ったのは、二年前、九四年の二月一七日のことですね。  
はい。

—— その際、なぎさ寮に入ったと。  
はい。

—— なぎさ寮では何日ぐらい暮らしましたか。  
一四日間です。二週間です。

—— そのあと、出て来て、どうしたんですか。

それで、先程申しましたとおり、とにかく、私はそういう免許がないものですから、第三建設事務所ですか、あそこへ二日おき、三日おきに、とにかくこういう事情ですから、私の荷物を返してくれと。

—— そのあいだも新宿に住んでいたんですか。

はい。とにかく仕方なく、現在のように野宿していたわけです。

—— その新宿に来る前ですけれども、さっきの話にも出たけれども、松本さんは調理師の仕事をしていたんですか。

はい。

—— 今も、これからもそういう仕事をする機会があつたら、やりたいとは思っているんですか。  
はい、やりたいと思います。

——それで新宿にそういう理由で暮らし始めたよ。

はい

——結局、荷物はどうなったんですか。

建設事務所へ一週間に二回か三回、そういう事情ですから何とか考えていたんだけど言っちゃったら、いろいろ調べてみますけど、もうちょっとお待ちくださいというわけで、それで結局そのまま分からなくなっちゃったわけですよ。

——そういう偶然な理由から新宿に住むようになったようですけども、もう長く新宿にいますね。

はい。

——新宿で暮らしているいい点はどういう点ですか。なんで新宿で暮らすのが、今ね、松本さんにとっていいのか。ほかのところではなくて。

……

——仲間がいるからですか。

はい、そうですね、私みたい、正直、年寄りですね。私の身の上について、それでしばらく、いろいろ、皆さんも面倒をみてくれますし、私もこういう年寄りですから、仲良く、それではお世話になりますと、それで現在までまいましたですけど。

——新宿連絡会というのは知っていますか。

はい、存じています。

——松本さんも新宿連絡会のメンバーとして炊き出しとか、パトロールとか、やっているんですか。

はい、参加させていただいています。

——松本さんは今年の一月というか、年末からだけでも、芝浦の都が用意した施設の話は聞いたことがありますか。

はい、あります。

——そこへ松本さんは行かなかつたの。

入りませんです。

——それはなぜですか。

先ほど申しましたとおり、なぎさ寮でもって、ちょっと自分の気持ちとそぐわないもんですから。

——なぎさ寮の経験からして、どうもそういうのは苦手だと。

はい。

——なぎさ寮でどんな嫌なことがあつたんですか。

ですから先ほど申しました、なぎさ寮に入ったときにいろいろ、寮の責任者の方、多少でも私の話を聞いていただきました、こういうふうにしたらいって相談に乗ってくださったなら、私も芝浦の施設ですか、入ってもいいなとも考えたこともあるんですけど、同じようなお役所のお仕事として私は受け止めまして、それで勧められました、芝浦に入りなさいと。歳の関係で、ですけど私は遠慮させていただきました。

——東京都や、あと新宿区とかに言いたいことというのはありますか。

はい、あります。

——どんなことですか。

私達は、お役所の方にすればああいふ街路ですか、道路に寝ているということは、これはお役所の方は一応お役目として、私達はやつちやいけないことをやっているかもしれないけど、私達の本当の気持ちとすれば、先ほど私のようなそういう事情のある方も、また、若いときはたくさんの方の仕事の建設現場へ行つて一生懸命働いたけど、歳をとつて、やはり事情があつて、そういう仕事をオミットされて、探していらつしやる方もたくさんいらつしやいます。

——そういうことを東京都に伝えたい、ということですか。

はい、正直、私も大勢の仲間の方と一緒に青島さんの知事さんに、こういう事情ですから、たくさんの方の署名をいただきまして、お話を聞いてくださいますと行きました、都庁へ。ところが一方的にシャットアウトされて。

——被告人の二人、ご存じですね。

はい。

——松本さんから見て、この二人はどういう人達ですか。

この方達は、正直私より年下の方ですけど、私達の事情をよく聞いてくださつて、いろいろアドバイスしてくださつて、いいときはいい、悪いときは悪い、ですけど私達があそこへ好き好んで野宿しているのではないんです、はつきり申します。それでこういう先輩方が、それではもう少

し私達の気持ちをはがっちりつかんで、それでもう一回都の方、お役所の方に、一人や二人で話し合いに行っただけだから、こういう事情でこういうわけだから何とか相談に乗ってくださいというのを、先輩方と一緒に、一〇〇人でも二〇〇人でも結構です、そうすればお役所の方も考えていただけたらと思つて、私もお仲間に入れていただいているわけです、というか尊敬します。

弁護側証人証言③

## 居住権は国際社会の基本的人權だ

穂坂光彦 日本福祉大学教授

一九九六年二月一七日（第一三回公判）

——先生はACHRという組織の共同代表をなさっていますね。はい、しております。

——ACHRというのはどういう組織なのですか。

ACHRと言いますのは、英文のタイトルの略なんですけど、日本語で言えば「居住権のためのアジア連合」と申しましょうか、具体的にはアジア各国で、特にスラム地域で働く非政府の民間組織ですね、NGOと、それから、そこに住む住民団体の代表たちの連合体であります。

——これは世界的な組織の一翼をなしているではありませんか。

はい。世界的にはこの人間居住分野にかかわるNGOの世界連合体がありまして、HICというふうに言いますが、これの言わばアジア支部として働いております。

——このHICと国連との関係はどうなっているのでしょうか。

国連にはご存じのように、いわゆる国連経済社会理事会で諮問資格を認められた認知されたNGOというのがございますが、人間居住分野でこのHICはそういう資格を与えられて、この人間居住分野に関する限りでの国連に対する諮問資格を得ながら国連とともに活動しております。

——以上からいたしますと、先生はアジアを中心に都市問題、取り分け、居住の問題を実践的に且つ学問的に取り扱っておられるというふうに向つてよろしいでしょうか。

私はそういうつもりで活動しておりますが。

——本件、つまり今年の一月二四日に新宿で、いわゆるホームレスと言われている人たちに対する強制排除が問題になったケースなんですが、先程おっしゃっていただきました先生の経歴、立場からして、いわゆるホームレス問題というものについてはどのようにお考えでしょうか。ごく簡単に総括的にまずおっしゃっていただけますか。

ホームレスというのは、日本に限られた問題ではもちろんなく、取り分け、アジアその他の第三世界諸国、あるいはアメリカを初めとする先進諸国でも、日本以上に大きな問題となっているわけで、先程申しました人間居住分野という一つの専門分野ですが、その中心的な課題はホームレスあるいはそれに近い状態でスラムに居住する人たちの居住環境をどういうふうに改善するかということが中心的な課題となっているわけですが、そこで、この二〇年、三〇年間の歴史を通じて、世界的に確認されてきたことは、このホームレスあるいはスラムの居住者というのは一つの社会構造あるいは経済的な政策なり、システムから構造的に生み出されているものであって、それを強制的に排除して見えなくするという形では決して解決しえない、むしろそれを再生産するに過ぎないと、そういう政策方向が確認されてきているというふうに思います。

——それでは、これから具体的にその問題点についてお話ししていただきたいと思えます。ただ今の先生のお話では、ホームレス問題というのは世界的な問題であつて、構造的な発生 of 必然



性があると、そういうお話でしたね。

(うなづく)

——現在、世界的にはいわゆるホームレスと呼ばれる人たちはどのくらいいると、統計されているわけですか。

国連の推計では、いわゆる全く自分を覆う、屋根を持たないという文字通りのホームレスがほぼ一億人いるというふうに言われております。それから、我々が普通、ホームレスと言う場合、むしろ、そういうような状況に近い非常に劣悪な住環境のもとに住まざるを得ない人々も、広い意味のホームレスというふうに考えるわけで、そうしますと、その数はおそらく一〇億人を超えるであろうというふうに言われています。

——前者にはいわゆるストリートチルドレンと呼ばれる、非常にかわいそうな子供たちなんかも含まれるわけですか。

そうです。

——ところで、こうした人たちを生み出さざるを得なかったという理由について、次にお話をいただきたいと思います。便宜上、いわゆる第三世界の場合と先進工業国の場合と分けてお話ししていただきたいと思いますが、まず、この第三世界の場合、そういう必然的な理由と言いますか、それはどういうところにあると考えられるでしょうか。

これはいろいろな理由がそれぞれ、しかも、国によって違った理由があるかと思いますが、簡潔に一口で申しますと、ホームレス問題が今のようになつてきたのは、あるいは非常に社会

的な注目を集めるようになったのは八〇年代以降であるというふうに考えております。八〇年代に第三世界の国々で行われる援助の政策あるいは経済政策が大きく転換いたしました。それは特に累積債務問題に対応して、構造調整政策という国内的な諸改革が行われる一方で、それを目指した農業近代化が行われたわけでありますが、そのことによつて今まで、ある程度、安定した農業生産を営んでいたところが、商業向けのいわゆる近代的な農業生産に転換していくと、その過程で農民層のうちのより貧困な階層が土地を失い、あるいは借金を抱えて都市に流れていく、そういう状況が一方であり、なおかつ、都市側ではそれまでいろいろないわゆるインフォーマルと言いますか、一口で言えば、前近代的など言いますか、言わば民衆的ないろいろな受け皿があつて、それを何らかの形で貧しいながらも、人々を住まわせていたわけですから、そういう空間がだんだん商業化されて、人々がそれをあがなうことができなくなって、路上に押し出されるということ、農村側、都市側の両方の大きな傾向が八〇年代に積み重なつていって、今のホームレス問題が生じているというふうに思います。

——先生は国連職員としての立場からそうした現実には直接、触れてこられたわけですね。はい、そう思います。

——一方、先進工業国の場合はいかがでしょうか。いわゆる一時、ある時代には豊かな社会とか、そういうことがうたわれて、おおよそ、このような問題は発生するはずもないというような、そういう見方も一時あつたかと思いますが、こういう先進工業国でも問題が深刻化しているわけですね。

そうです。

——例えば、アメリカなんかの場合、何人ぐらいの人たちがいると推計されているのでしょうか。

アメリカの場合は公称、約三〇万人あるいは四〇万人というふうに言われておりますが、ほかの推計ではおそらく、その十倍ぐらいという、そういう数も出ております。

——例えば、アメリカでこのような問題が深刻化してきたのは、いわゆる八〇年代頃からというふうに考えてよろしいですか。

はい、私はそういうふうに考えております。

——それはどういう理由から、そのようになったのでしょうか。

アメリカの場合、八〇年代というのは、いわゆるレーガン大統領の登場で、一気にいわゆる新保守主義的な経済政策がとられた時代でありました。その下で住宅を初めとする福祉的な、あるいは社会資本的な予算が大幅に削られて、一方で経済的な動向に従って、それまで都心部にありましたが非常に安くて小さい、したがって、何らかの形で低所得層を収容できていた、そういう小規模住宅がどんどん建てかわって、そのストックがなくなると、また、社会的にも、家族構成が変化しますので、非常に経済的に脆弱になって、ごく普通の中間階層の人たちが、例えば離婚であるとか、病気であるとか、失業であるとか、そういった個々の事情によって、ごく簡単にホームレスに転落していくと、そういう事情が重なっていったと思います。

——先程おっしゃられましたレーガン政権下でとられた経済政策というのは、いわゆるレーガ

ノミックスと呼ばれた一連の政策を指しておられるわけですか。  
はい、そうです。

——これは要するに、アメリカの現在の経済状態から、それを再建するということで、必然的に出されてきた政策でもあるわけですね。

はい。それはアメリカで一定の必然性を持つていっているというふうに思いますが。

——そうしますと、その後、政権は変わっておりますが、基本的な構造としてはやはり同じような政策が踏襲されているというふうに言わざるを得ないわけですか。

はい。これはかなり政治的な議論になりますけれども、特にこの数年来、民主党の大統領であったクリントンの政権も、かなりレーガンのとった住宅政策に近いもの、つまり基本的に住宅予算を削減するという、そういう方向にあると思います。

——新保守主義と申しますと、イギリスのサッチャー政権なんかも同じような構造にたつていたわけですか。

はい。

——そうしますと、取り分け、八〇年代以降、第三世界あるいは先進工業国と呼ばれる国々を含めて、世界的な規模でこうしたいわゆるホームレス問題というものが非常に深刻な状態となつて表れてきたということが言えるわけですね。

そう思います。

——ところで、非常に深刻化してきたホームレス問題というものに対して、国連というものは

一定の対応を示してきたわけですね。

そうですね。

——現在では、これがいわゆる居住の権利という人権として国際的に確立してきているのではありませんか。

私はそう考えております。

——それでは、この権利の形成過程を次に伺いたいと思いますが、まず、初めに端的に言って、居住の権利とはどういう権利なのか、それをまとめていただけますか。

私共が今居住の権利というふうに称している言葉は、もともと国連の諸文書に表れている言葉ですから、原文は英文なわけですが、つまり適切な住まいへの権利、直訳すればそういうことになります。それを私共が歴史的な文脈をとらえて、あえて、居住の権利というふうに言っております。

——そういう適切な住居に居住して生きる権利があるということが確認されているわけですね。はい。この権利はもともとはいわゆる六六年の国際人権規約、それも、A規約ですね、その中の一条の衣食住を内容とする適切な生活水準への権利と、ここからきているわけですが、この国際人権規約の中の衣食住の権利に住まいの権利が含まれるということ、これについては、最も、権威があるというふうに考えられておりますのは国連の社会権規約委員会による一般的意見、それが居住権にかかわって、国際人権規約を解釈した一般的意見というのが一九九一年になされますが、その中で、こういうことが言われております。この居住の権利というのは単に自分の頭の

上に屋根があるという、そういう物的なことではなくて、人々が安全に平和に、しかも人間的尊厳を持って、ある場所に住むことができる、そういう権利であるというふうに理解されるべきである、住むことができるというふうに今申しましたが、当然、原文はリップという英語なわけで、リップという言葉は住むということでもあり、暮らしということでもあり、生きるということでもありますから、人々がそこで暮らし、住み、生きる、そういう総合的な場として何らかの空間が確保されていなければならない、それが万人のものであるという、そういう権利だということに思っております。

——つまり、一九六六年に採択されました国連人権A規約の一一条に淵源しているということなんです。

はい、そうです。

——この一一条によりますと、すべての人の衣食住を内容とする適切な生活水準に対する権利と、そのように規定されているわけですね。

——且つ、先程おっしゃられたところでは、単に物理的な生存というだけではなくて、人間たるにふさわしい尊厳性、社会性を持った、そのような手段、空間として実現されなければいけないんだと、そういう内容として確認されてきていると、そういうことですか。

さつき、物理的な申しましたのは、単に物理的な空間ですね、つまり住宅という、家が物理的にそこにあるという、あるいはそれを政府から得るといふ、そういうことだけではなくて、文字



通り、生存権として平和で人間的な尊厳を持った空間に住み続けると、そういう意味で住生活を営むと言いますか、そういう権利というふうに考えています。

——今、居住の権利の内容についてお話をいただいたわけですが、取り分け、いわゆる強制立ち退きに関する関係で、この居住の権利というものが強くうたわれた、そのような決議が近年なされたではありませんか。

なされました。

——これは何年のことですか。

それは一九九三年の三月に国連人権委員会でなされた決議であります。

——これは概ね、どのような内容の決議ですか。

これはこの決議に限らず、国連人権規約をもとに、過去一〇年来、国連人権委員会を初め、様々な関連機関でなされてきたいろんな決議の言わば集大成でありますし、その過程で人種差別撤廃条約にも、ライトハウジングという、そういう言葉が盛り込まれておりますが、その過程で言われてきたことが、ライトハウジング、つまり適切な住まいへの権利、あるいは居住の権利というのが基本的な人権であると、そういうことですね。それを踏まえまして、強制立ち退きはそういう意味の基本的な人権に対する重大な侵害であると、それがこの九三年の決議に言われております。

——先生はこの決議について、一定の日本語訳を作成されたことがありますか。

はい、ございます。



——それでは、翻訳に則して、もう一度、要点をお話いただけますか。

重要な点は、まず、強制立ち退きとは何かということがここに書かれております。強制立ち退きというのは、人や家族や集団を。

——この左のページの真ん中のパラグラフですね。

はい。無理やりに家庭、ホームあるいはコミュニティから連れ去ることによって、ホームレス状態を悪化させ、そして住宅と生活条件を劣悪にするという、そういう性質のものであると、それが書かれています。それから、強制立ち退きが、二ページの真ん中辺の下ですが、強制立ち退き行為は人権なканずく適切な住宅への権利、これが「The Right to Adequate Housing 私共が言っている居住の権利ですが、それに対する重大な違反であることを明言すると、それで、具体的にどうかということがこの決議の第三項目、第四項目にございますが、第三項目は現在、強制立ち退きの脅威にさらされている人々に対して、その人たちの効果的な参加あるいは彼らとの協議、交渉に基づいて、保有条件の法的保障を授与すること、あるいは強制立ち退きに対する、いろんな人が強制立ち退きするわけで、起こすわけで、それに対する完全な保護を与える、そのための必要な措置を講ずること、その責任が政府にあると思います。それを政府に要請するというふうになっていきます。それから、第四項目は既に強制的に追い立てられてしまった人、あるいはそういうようなコミュニティに対しては、その当の人たちの願いや必要に見合つて、原状回復あるいは補償、あるいは適切な代替住宅や土地を、その人たちとの交渉を経た後に、ただちに与えること、そのことも政府に勧告しております。ちなみに、この決議は国連人権委員会の全会一致の決

定でありまして、そこに日本政府も参加しております。

—— そうしますと、この人権委員会の決議の持つ、政府に対する効力と言いますか、それはどのように考えればよろしいでしょうか。

これは効力ということについて、この決議に基づいて国連人権委員会が見解を国連事務総長に求めて、その事務総長が翌年度の国連人権委員会に発表した報告書があるんですが、その中でこういうふうに述べられております。この決議は先程申しました六六年、日本の批准は七九年であります。国際人権規約に基づいてなされている決議でありまして、国際条約を批准した政府が更にその条約の精神を反映しているこの決議には賛成してると、こういう関係になっている場合に、その決議を守る義務は政治的にはもちろんでありますし、道義的にはもちろんあります。更にそれ以上のかんりの、つまり決議というのは本来は法的拘束力はないわけですが、相当程度の国内的な拘束力を持つというふうに判断されるべきであり、しかも政府だけではなく、批准した政府を持つ国のすべての関係者がそれを誠実に守る義務が生じているというふうには、判断されるべきであると、そういう見解が出ております。

—— そういった内容が国連の正式見解として表明されているということなんです。

それは国連事務総長の見解です。つまり、国連の正式見解というところ、これはちょっと、何が正式かということとは難しいわけですが、国連総会かどうかと。それは事務局としての見解、それを適用するに際しての。

—— そうした見解が個々の政府に伝えられているわけですね。

はい。それはそういうふうな前提し得ると思ひます。

——今お話になられたような内容、経過によつて、国連人権委員会におきまして、一九九三年に強制立ち退きに対する否定的な見解というものがまとめられたわけですね。

はい。

——そして、また、やむを得ず、立ち退きの問題になる場合には、それにふさわしい手続というものが踏まなければならないということも確認されたわけですね。

決議そのものは、強制立ち退きはあくまで基本的人権に対する重大な侵害であると、それを防ぐために、先程申しましたようないくつかの条項が明記されたわけですが、今のご質問に関連してですが、一方で最初に申しました国際人権規約を解釈するにあつての社会権規約委員会による一九九一年の一般的意思見ですが、なおかつ、それが確か九三年の決議にもそのまま盛り込まれていると思ひますが、強制立ち退き行為は、それが正当化されるのは非常に限られた、例外的なケースに限られると、その場合も国際人権の原則に則つてなされなければならないと、そういうふうなことが明記されています。

——ところで、近時、そうした居住の権利というものが国際的に確立された人権なんだということが確認されるに至つたのではありませんか。

そうです。

——これはどういう内容を持つた決議なのです。

これはかなり大部な文書であります。このハビタット会議そのものの二大テーマが、一つはす

べての人に住まいをとということであり、もう一つは都市化時代における持続的な発展という、この二つでありました。この二つのテーマを中心に世界行動計画が議論され、そこで採択されたところ、こういう性格であります。更に具体的にはそこで一番議論が白熱して展開されたのは、すべての人に住まいをとということに関連して、居住の権利というものをどういうふうに書き込むかという、その点であったというふうに思います。

——時間の関係で詳しい経過は結構ですが、伝えられているところでは、アメリカ等の見解に対して非常に激しい批判がなされて最終的に結論はまとめられた、ということであったようですね。

はい、その居住の権利問題に関してはそういうことです。

——最終的にはどのような見解が全体で確認されることになったのでしょうか。

これは具体的には居住の権利、先ほど申しました、*The Right to Adequate Housing* この文言を入れることをアメリカ政府及び日本政府は極度に嫌ったわけで、それに対してほかの政府あるいはそのNGO代表者が、交渉と、いわば妥協を重ねて合意文書に至ったという、こういう経過でありますけれども、やや細かくなりますが、この、ハビタット アジェンダ、と呼ばれるこの基本文書の中で、*The Right to Adequate Housing* という、そういう言葉が出てくるパラグラフが四か所ございまして。その内の一か所についてはアメリカの意向を取り入れてそれを置くとして別の言い方に変えると、その内の三か所についてはその文言がそのまま入ったと、具体的に申しますと、*The Right to Adequate Housing* つまり適切な住まいへの権利を、漸進的に、しかも完全に実現する

政府の責務が認められたと、一口に言いますとそういう形に最終的にまとまったという意味です。

—— いずれにしましても、いわゆる居住の権利というものが完全に国際社会での基本的な人権であるということとして確認された、ということになったわけですね。

そうです。

——とところで、その居住の権利の内容について若干お尋ねいたしますが、一定の空間を占めて居住しているという状態がある場合に、その空間を占める法律上の権利が有るのか、無いのか、そういうようなことが問題になる場合がございますね。

はい。

——そういう問題については、この居住する権利というものはどういう内容を保障しているわけですか。

これはいわゆる基本的な人権としてその居住の権利を認めると、そういう趣旨でありますから、国際人権規約にさかのほってもそうだと思いますし、あるいは先ほど申しました九三年の国連人権委員会決議の趣旨もそうだと思うんですが、この居住の権利が認められなければならない、なかなか強く強制立ち退きはそのような人権を侵すものであるという、その対象としては全ての人と、言ってみれば、たまたまそこに住んでいるところに権利を有さない人達、具体的に路上に住む人達、あるいは様々な形で権利を持たないまま住む人達は多いわけですが、その場合も基本的な人権としてはそこへの居住を奪われたいという、つまりそういう権利があるというか、そういうふうに解釈し得る、あるいはすべきである、というふうに考えます。

——全ての人々に保障される権利として、形式的な法律上の権限というものは問題にしちゃいけないんだという、そういう内容として確認されている、ということなんですね。

はい、そちらのほうを優先すべきであると。

——そして、そういう保障される権利についてはいわゆる強制立ち退きというものはなされてはならないんだということと併せて諫言されているわけですね。

はい。

——以上、ごく簡単に、現在、国際人権法において確認されている居住の権利というものをお話しただいたわけですが、本件いわゆる新宿における強制立ち退き問題、これについては具体的な経過を調べられたことがおありですか。

私は一月二四日のその現場にいたわけではありませんが、様々な新聞であるとか、テレビの報道であるとか、その後の資料を読んだり、そういうことを通じての限りで経過を知っております。

——それを前提にさせていただくということで、先ほどうい、お話ししていただきました居住の権利という立場からした場合に、この新宿における、いわゆるホームレス者の排除というものにはどういう問題点があったと考えられるでしょうか。

まず、これがいわゆる国連でいう強制立ち退きに当たるかどうかということですが、それは明らかに当たると思います、といいますのは、先ほどの九三年の決議ですが、強制立ち退きの定義がこうなっているというふうに申しましたが、そこに、新宿の四号街路に生活しておられる方々の住まいがあり、あるいはそのコミュニティがあったことは確かでありまして、それから

の移動が非自発的に行われたことも確かであり、尚且つ、そこで住まいが奪われたわけで、そこで居住状況がさらに悪化する結果を招いていると、これも確かであるというふうに思います、これは一口に言えば強制排除そのものであるというふうに思います。

——先ほど、ごく例外的な場合として強制立ち退きが認められたということでもちよつと話がありました、このケースはそういう例外的の場合に該当すると考えられるでしょうか。

私の知っている限りでは、つまり私が読んだり見たりしたその資料に基づいて判断した限りではそうではないというふうに思います。

——先ほど決議文の中に、必要な協議、というような条項がありました、そういうような要件は達成されていない、ということでしょうか。

はい。例えば一九八五年にインドの最高裁判所がボンベイの強制立ち退きを合憲というふうに判断したケースがございます。この場合は最高裁判所の判断は、強制立ち退きは明らかに生存権の侵害であるけれども、生存権の侵害を正当化し得るケースであると、しかしながらそれは国際人権法の精神に則って行われなければならない、例えば強制立ち退きに際して、移転地、つまり緊急避難施設じゃなくて移転地ですね、恒久的な移転地、あるいは強制立ち退きを、インドの場合ですと雨期に行われるとこれは非常に悲惨なことになりますが、雨期明け一カ月以内は強制立ち退きを停止しなければならないと、幾つかのそういう条件を設けております。そういう世界的な流れから見ましても、例えばそういう移転地、あるいは決議にもありましたような十分な当事者との協議とか交渉とか、それを踏まえずに、しかも最も厳しい冬の夜空の下に放り出す結果にな

ったと、そういうことを考えますと、これは明らかに国際人権規約に反しているという考えです。

——ちなみに、今、インドの最高裁判所の例が紹介されたんですが、あと憲法上の措置が居住の権利に取られたような国もあるのではありませんか。

それは、私、具体的には存じませんが、フィンランドでは憲法改正によって居住の権利という、そういう文言を入れたというふうに聞いております。

——先生は日本福祉大学で現在教鞭を取っておられるわけですね。

はい。

——名古屋にあるわけですね、大学は。

はい。

——最近、近時、この居住の権利との関係で非常に注目すべき事例が名古屋にあったのではありませんか。

はい、ございました。

——それをちよつとご紹介願えますか。何か二つあったようですね。

一つは林訴訟といわれるもので。

——弁二五〇号証の一九九六年一〇月二一日付けの毎日新聞の記事を示します。「交通事故で働けずホームレス 生活保護申請認めよ、名地判決、名古屋市の不適用は違法」という見出しがあります、今、おっしゃられた林訴訟というのはここで紹介されている件のことですね。

そうです。



——同じく弁二五二一号証の九六年一〇月三一日付けの朝日新聞の記事の抜粋を示します。不況で働けない野宿労働者、生活保護の制限は誤りうんぬんと、これも同じ件が紹介されている記事ですね。

そうです。

——真ん中に「路上の仲間の救済訴え 林さん会見 『市は対応再考を』』という見出しであります。ここで林さんと呼ばれている人がこの裁判の原告であったわけですね。

そうです。

——写真でインタビューの状況が出ていますが、この方が林さんですね。

はい。

——具体的なことはこの記事を読めば分かると思うんですが、ごくごく簡単にあらましを言っていただけですか。

これは林勝義さんという五十代の男性ですが、路上に生活しておられたわけですが、名古屋市社会福祉事務所に対して生活保護を申請致しました。名古屋市は医療扶助は認められたものの、生活扶助と住宅扶助は却下致しました。それを不服として名古屋市を相手取って林さんが訴訟を起こされたわけですが、今年の一〇月三〇日に名古屋地裁で第一審判決がございまして、その判決は住宅扶助及び生活扶助を認めなかったのは不当であると、そういう林さんの主張を全面的に認めたものでございました。

——先ほどの問題になっております居住の権利、この件から注目すべき点というのはこの判

決のどこにあるわけですか。

これは法廷の中では、林さんが路上に住んでいたからという、そのこと自体は争点とはならなかったわけですが、判決の結果から見ますと、路上に住んでいたうんぬんにかかわらず林さんに住宅扶助の適用の必要性を認めた、そういう判決になっておりますから、一方では、最近はいわゆる住所不定者に対しては社会福祉事務所は生活保護申請を却下するのが日本国内で非常に一般的な傾向になっております、そういう傾向に対して住所の有る、無いにかかわらず、住宅扶助という形でその居住の権利を認めなければならないという、そういうことを意味している、というふうに考えます。

——それから、あと、名古屋では今一つ注目すべき事例というものが最近あったのではありませんか。

ございました。

——ちょっと紹介していただけますか。

それは名古屋市の割に中央部にマイズ公園という公園がございます。そこに路上生活の方々が十数名住んでいらつしやいまして、そこに名古屋市が、らんの館といいますが、つまりらんの花を中心とする花の展示館を建設すると、こういうことになりました。このホームレスの方々名古屋市と、あるいはその請け負った業者の会社の方々と非常に長い交渉を重ねて、路上生活者の方々の主張は、工事が始まって自分達がここから出て行かなきゃならなくなるような、そういう事態になることは防いでほしいと、それから建設工事中は往々にして建設労働者の方々から嫌

がらせを受けたりますので、そういうことがないように、人権を守るような配慮をしてほしいと、尚且つ、らの館の完成後も、いろいろ入場者がずると来て何となく自分達がここに居づらくなると、そういう事態が起きないように、それを配慮してほしいと、こういうことでありまして、非常に長い交渉の末、名古屋市もそれを認め、具体的には計画を少し変更し、区域を縮小する、あるいは工事の現場の周りに三メートルの塀を作って、工事の影響が、今、公園に住んでいらっしゃる方々のほうに及ばないように、それから、かなり完成後もいろいろ植栽上の配慮をして共存出来るようにすると、そういうような合意が整いまして、関係としては円満にございますか、具体的に長い交渉の後そういう共存の合意を得て、名古屋市とその建設会社の方と路上生活者の方々がお互いにソフトボールのゲームをやったり、そういう経過がございました。

**検察官** この国連人権規約の九三年決議の内容というのは、居住の権利を保護するための行政的な政策をそれぞれの政府に要求する、ということですね。

その決議自体は具体的な政策を要求するという、そういうことは特に書かれておりません。強制立ち退きそのものに対してどういうふうに政府は対応すべきかと、そういうことですね。

——指針を示したということですね。  
はい。

——先ほど、居住の権利というのは、もちろん路上に住む人達に対しても認められているんだ、ということをおっしゃいまして、その後で、そちらが優先されるべきだ、というお話がありま

したが、その点を説明していただけますか、何に對して優先されるべきか。

つまり基本的な人権が侵される場合に、例えば行政側が、そこは公共が管理すべき空間であると、それは一つの行政側のいわば管理する権利になると思いますが、それに対して、その基本的人権である住まいを奪われた人達が、どうしようもなくそこに住まっている場合に、その住まっているそのこと自体の権利をまず優先して考えなきゃいけないと。

**裁判官（大寄）** 先ほど弁護人から見せられました強制立ち退き問題に関する国連人権委員会決議ということで、非公式訳文を証人がつけているわけですが、公式な訳文というのはないんですか。

私の知る限りではありません。

——公式の訳文というのはどこが作っているんですか。

本来は外務省が作るべきだというふうに私は思いますが。

——だけど、外務省は作っていないんですか。

私は個人的に外務省の職員の方に聞いただけですけれども、その方は知らないというふうに言っていました。

——いわゆるホームレス問題について、第三世界や先進国を含む世界的な規模で発生していることと証人がおっしゃっているのは、先進国の例ではアメリカとイギリスの例を挙げてられて、それぞれ新保守主義的な経済政策が取られていたということを述べられたんですけど、日本のこの場合はどのように証人は考えられているんですか。

私は日本のホームレスというのは、やはり同じ時期に非常に大きく問題になってきたと思うんですね、あるいは少しそれより遅れた時期、特に九〇年代に入ってから新宿に限らず各地で路上に生活する方々が非常に増加していると思います。それは、それまでいわゆるバブル経済で建設業はじめ経済に活気があった時代でありまして、いわば職は何らかの形で確保されている時代が続いたわけですが、今、ホームレスという形で路上に住まわざるを得なくなっている方々というのは、かつては特に建設業の下請けの飯場での労働とか、非常に厳しい建設労働に従事されていた方がほとんどだと思います。それがバブル崩壊後の不況の下で、様々な形で職を失い、職を失うと同時に住まいまでも失わざるを得ない形で路上に住んでいらつしゃると、さつき林訴訟のケースを申しましたが、林さんもまさにそういう形であります。

弁護側証人証言④

一九九六年一月二三日（第一回公判）

## 排除はクリアランス政策の再来だ

下田平裕身

日本女子大学教授

——先生のお立場から、現在のいわゆるホームレス問題というものをどのように考えていくべきなのかについて、これからお話ししていただきたいと思います。そもその問題の視角といいますか、この都市社会というものはどういうものとしてあるべきなのかという点については、先生はどのように考えておられますか。

これは先ほど申し上げたとおり、都市社会、特に東京を考えてみますと、明治以来絶えず規模が拡大し、また同時に都市住民の平均的な生活水準も拡大して行くわけですけれども、先ほど申し上げましたように、絶えず、同時にそこから脱落していく人、あるいは競争に加われない人達がいつも作り出されていく、そして問題の現れ方は絶えず違うわけですが、しかし、絶えず都市というのはそういう問題がいつも現れていると、ですからそれをどういうふうに対処していくかという問題に都市社会は常に対応を迫られている、というふうにとらえております。

——そういう問題を必然的なものとしてとらえて、全体としてこれを受け止めて解決されていかなければいけないと、そういうことでしょうか。

そのとおりです。いわゆる一般的な住民と、そうでない住民、どちらも同じ都市住民なのだとい

ふうにとらえるべきだ、というふうに考えております。

——只今、脱落ということがいわれたわけですが、これは個々人にとっては自分にとってどうにもならない必然的な大きな力といますか、そういう問題として現れてくるのではないのでしょうか。

そのとおりだと思います。

——例えばどういう問題が、例えば現在であればどういう問題が自分にとってどうにもならない必然的な力として都市住民に加わってきているのでしょうか。

たくさん例を挙げられると思いますけれども、例えば現在、中高年層という問題が社会的にいろいろ指摘されておりますけれども、ご承知のように現在産業構造というものが非常に激しく転換しておりますし、また技能とか経験というのが昔に比べましてものすごいスピードで変化しております。そうしますと、どうしてもやはり中年以上の人達というのは若い人達に比べて自分の経験とは違うことです。どうしても適応が遅れていくと、そういう意味で職場では切り捨てられていくというようなことが、今、起きつつあるわけです。また別の例を挙げますと、産業構造の転換がどんどん事業のあり方を変えていまして、商品も市場性格も変わっていくと、そうしますと従来の、例えば自営業なり、零細企業を営んでいた方達もその波にうまく乗れない、そうしますと、やはりその仕事を畳まなければいけないと、そういうようなことが数限りなく起きております。

——そのような産業社会、経済の大きな変動の影響を真正面から受けていると、そういう現実



があるということでしょうか。

はい。

—— ちょっと順序が逆になるようではありますが、先生は寄せ場と呼ばれる一つの労働市場といえますか、社会的な空間について特に関心をもって調査をなされたことがおありですね。

はい。

—— 先生は特に日本の高度成長期に焦点を当てて調査をなされたようですが、そこにおいてどうして寄せ場というものが形成されたのかという点について、少しお話していただけますか。

高度経済成長期というのは、都市が急速に拡大いたします。その最たるものが東京あるいは大阪の大都市であったわけですけれども、そうしたものは建設土木事業の労働事業を非常に拡大するわけでございます。ところが、いわゆる建設土木の労働市場というのは普通の学卒者達が入っていかない、いわゆる最近でいわれます三Kといわれて嫌われる仕事であります。ですから、どうしても拡大する事業に対してそうした労働市場に入っていく人達というのは、どうしても都市の中で排除されていってしまう住民達、あるいは農村の生活が非常に苦しくなって都市に出て来るような人達がそうした需要に応ずることになると。ところが、同時にそうした人達の生活基盤というのがどうしても一般の都市の生活区域から排除されていってしまうと、そこで非常に通称ドヤといわれますけれども、簡易宿泊所が集中する地区での生活を余儀なくされていってしまうと、そういうようなことで二つの労働の需要側と供給側の要因というのが結びつきながら、高度経済成長期に、いわゆるドヤといわれる簡易宿泊所の地域が拡大した、というふうを考えております。



——今の話で、特に農村の問題なんかも言及がなされましたが、これはやはり日本全体の産業構造の非常に大きな変化ですとか、そういうものの影響として現れた時代であったわけですか。

そのとおりでございます。

——いずれにせよ、高度成長期ですら都市の一部にはそのような、先ほ दौरान先生がおっしゃられております、いわゆる平均的生活者というラインからはじき出された人達によって構成される社会というものが形成されたんだ、ということなんですね。

そのとおりだと思います。

——その後、いわゆるバブルといわれている時代も経たわけですが、その後、非常に深刻な不況期に入っているわけですね。

はい。

——そのような時代に、先ほ दौरान、先生がおっしゃられております社会全体の動向というものは顕著にどういう動向を見せてきているでしょうか。

特に日本の経済社会が変わりますのは七〇年代の第一次石油危機を大きな契機としてというふうにいわれるわけですが、それを境に日本はいわゆる低成長、あるいはゼロ成長時代に入ります。単純に経済が停滞するというばかりではなくて、一つには世界の経済の構造が変わると、世界市場における競争というものがものすごく激化し、日本は高度経済成長時のような有利な地

位には最早立てなくなっているということ、それと平行しながら、サービス経済化、あるいは情報化といわれるような産業構造の転換が非常に激しく進んでまいります。同時に、また、いわゆるハイテク化型を中心とし、開発型を中心とする中で、企業は海外に展開し、空洞化といわれるような状況も起きると、経済的には単に停滞ばかりでなくて構造的な変化が起きているということと、もう一つ、それに重なり合ひまして八〇年代に明確になってまいりますのは高齢化の影響でございます。高齢化の影響が様々な形で、先ほど申し上げましたような経済的変動と重なり合つて大きな社会問題を幾つも生み出している、というふうに考えております。

——今、そういう社会の大きな変動が大きな社会問題を引き起こしてきているというご指摘があったわけですが、その主要な問題の一つが、いわゆるホームレス問題であるというふうに理解してよろしいでしょうか。

そのとおりだと思います。

——先ほどのお話でも、特に年齢の問題というものがその大きな問題だというふうにおっしゃられたわけですが、そのほか、障害者ですとか、そういう関係ではいかがでしょうか。

やはり、障害を持つ方々にとつても、多くの人たちは自立して働きたいというふうに考えていらっしゃる方も多く、また労働能力を持っている方も、十分な労働力を持っている方も多いわけですが、なかなか社会的な、経済的な環境というのは、そういう人たちにそうした機会を与えないというようなことが、障害を持つている人たちにも当面している問題だというふうに思います。

——そういう意味では、やはりホームレス問題というものが深刻化してくる必然的な理由があるのだというご指摘でしょうか。

その通りだと考えております。いろいろ起きている問題の中での一つの問題が、ホームレスと言われる方々の問題であると同時に、この問題は一番鋭い形で、現在の都市社会が当面している問題を表現しているのではないかというふうに考えております。

——今後、都市問題としてのいわゆるホームレス問題というものは、どういうふうになつていくだろうと考えられますか。

一つには、アメリカ合衆国の現在の状況があるわけでございますけれども、もちろんホームレスの人たちが増えていくかどうかは、今後の日本経済の動向に関わるわけでございますけれども、決してかつてのような成長、あるいは安定的な成長が望めるような保障は全くないわけでございまして、ホームレス問題というのは、更に深刻化するというふうに私は考えております。なぜかと申しますと、更に現在そのような状態に追い込まれる瀬戸際にあるのではないかというように方たちもたくさんいるのではないかというふうに考えられるからでございます。

——そうしますと、やはり国ですとか自治体、あるいは社会全体がこの問題をどういうふうに受け止めて解決していくのかという、非常に大きな責務があるということでしょうか。

やはり、社会としては、あるいは行政の責任を負われる国なり地方自治体としては、問題が現在のどのような状況にあり、将来どのような方向にいくのかということ、やはりきっちり把握して、基本的な姿勢を持つべきですし、また既に明確に、ある住民たちがそういう状況に追い込まれて

いるわけですから、しかも彼らも都市の住民であるという認識を持って、国あるいは地方自治体として、その問題に取り組むべき責任があるというふうに私どもは考えております。

——これから、特に東京都の政策について、そのような立場からご検討していただきたいと思うのですが、その前に一点だけお尋ねしておきたいと思えます。これは新聞記事等でも報道されたようですが、いわゆる青島都知事のホームレス発言というものがございましたよね。はい。

——端的に言いまして、この見解について、先生はどのように考えられますか。

新聞なりテレビで青島都知事のご発言を聞いた限りですけれども、そこで示唆されているのは、路上生活者と言われる人たちが、自らそのような生活を選び取ったのだと、自発的に独自の哲学を持ってそういう生活を選び取ったのだということを示唆されているように受け取りましたけれども、それを聞いて、私ばかりでなくて、研究者たちは非常に驚愕しております。なぜかと申しますと、余りにも現在、特に八〇年代から九〇年代の大都市が抱えている社会問題に対して、認識をお持ちでないと、それ以前に、常識以前の問題ではないかというような、失礼ではありますけれども、そういう印象を持ちました。だれが好き好んで路上で生活するか、路上で夜を明かすことを、自分の哲学において選び取るだろうか、それは社会的な認識以前の問題ではないか、非常に人間的でない、むしろ反人間的とも言える強い言い方ですが、そういう印象を私ども研究者は受けております。

——それでは、次にホームレスの人たちに対する東京都の認識、問題性についてお尋ねしてま

いりたいと思います。東京都は、この問題について、いわゆる公共性ということを強調しているようですが、この問題について、先生はどのように考えられますか。

私も、東京都のホームレスの人たちに対する認識というのは、公共に迷惑を与える存在というふうにしてとらえ、同時にその面でしかとらえていないという受け止め方をしています。しかし、その受け止め方というのは、ホームレスを余儀なくされている人たちも都市の住民なのであると、それから先ほど申し上げましたように、そういう状態に置かされたものは何であったのかと、それは現在の都市社会の経済的な変動、社会的な変動、その波のために、そういう状態にやむなく追い詰められた人たちである、そういう認識を根本的に持つておられないのではないか、そういうふううに東京都の認識については考えております。

——ところで、そうした根本的に誤った認識というものが、どうして出てきてしまうのだろうかという点については、先生はどのようにお考えでしょうか。

やはり、公共という概念を非常に一面的、一方的に理解しているのではないだろうかというのが私の見方でございます。例えば、道路の上で段ボールのハウスで生活することが、交通上の迷惑になるという視点でしかこの人たちをとらえようとはしていない、そうした点というのは、一体どこから出てくるのだろうか、一つはどれだけの人たちがそうした交通上の迷惑を被っているのだろうかという問題もあるわけでございますけれども、その点はさておきまして、公共という場合には、先ほど申し上げたような、都市社会自身が生み出した問題に対して、そして犠牲者となつている人たちに対して何らかの政策を行つていくのも、公共という概念ではないだろうか。

公共というのは、実は非常に複雑な、多面的なものであって、それはみんな考えていかなきゃならない問題だと。そういう意味では、道路の邪魔になるからという公共性というのは、非常に原始的な、一方的な決めつけにすぎない。東京都としては、この公共概念をもう一度都市社会全体の視野からとらえ直していただきたいというふうに考えております。

—— 一定の政策を策定し実施する上では、当然そういう政策対象についての事実認識、これが必要になるわけですね。政策担当者として、いろいろ事実を知るという作業が必須になるだろうと思いますが、そもそもこういう問題について、東京都が現在行っている認識活動といえますか、そこには大きな欠陥があるのではないのでしょうか。

そのとおりだと思います。問題を社会問題としてとらえ、そしてその解決を当たっていく上では、まず調べなければなりません。一体どのようにして、ある問題あるいは問題を持つ人たちが生まれてきたのか、その原因を調べ、そしてその人たちが持つニーズを調べ、そして対応策を打ち出していくと、そのためにはまず調査をしなければならぬと思います。ところが、現在までの経緯を考えると、東京都がそのような調査を行った形跡は見られないということだと思います。

—— その関連でちよっとお尋ねいたしますが、かつて戦前に東京都が一定の社会政策を行う上で、いろいろ調査活動を行ったことがあると聞いておりますが、今の問題との関係で何かお話しただけことがあられるでしょうか。

私ども、今ご指摘がありましたように、今回の東京都のホームレスの人たちに対する姿勢を見て、研究者たちが思い出すのは、第二次大戦前、特に、東京市そして東京府というシステムであった

時期の東京府あるいは東京府が、社会問題に対して対処してきたやり方でございます。特に第一次大戦後、東京市及び東京府には、さまざまな社会問題が、特に貧困問題が発生いたしますけれども、そのときに行政当局がやりましたのは、非常に丹念な調査でございます。特に、数量的に調べる、大がかりに調べるというのではなくて、行政担当者自身の問題を持つ人たちの中に入り込んで話をしながら調べていくというような調査活動でありまして、当時このような姿勢を持っていたわけでございます。その記録というのは、研究者たちの間では、東京市社会局区調査、あるいは東京府社会部の調査として膨大な量の調査資料となりまして、私どもの研究の資料となっております。ところが、それに比べまして、こうした輝かしい先人たちの蓄積を持つ東京都は、現在そうした調査を行おうとしない、むしろたくさんの調査、実際にたくさんの調査を東京都はお金を使っておるわけでございますけれども、ほとんどが外部への委託調査でありまして、自ら調査することはない。もう一つは、これは私ども研究者の間の常識でございますけれども、膨大な量の調査結果があり、膨大な量の資金がそれに投じられているわけですけれども、それらはほとんど役に立てられない、ほとんど読まれないままでそのまま倉庫の中に積み上げられていくと、調査というものがこういう形で非常に形骸化している、そういう状況があり、戦前と比べますと、非常に意味で恥ずかしいというふうな印象を私どもは持つております。

——そのような大きな欠陥からする結果として、現在のいわゆるホームレス問題についての誤った認識というものも出てきているということでしょうか。

そのとおりだと思います。

—— それでは、次にホームレスの人たちに対する東京都の政策上の問題点というものについてお尋ねしてまいりたいと思います。先ほど来からも、いろいろお話の中に出てはいるわけですが、一つは問題認識の調査の姿勢においてまず根本的に誤っているということなんですね。

はい。

—— これにつきましては、先ほど来お話いただいておりますので、次に進みたいと思いますが、こういうホームレスと呼ばれている人たち、この問題を解決するために、地方自治体としての東京都というものは、そもそも何をしなければいけないのか、その点についてはいかがでしょうか。

第一の問題というのは、ホームレスの人たちが持っているニーズを把握しなければいけないと思います。一体何を望み、どのようにしたいと考えているのか、そのニーズを把握する必要があるわけですけれども、そうした接近を東京都はほとんどなさっていない、あるいは従来の民生委員などのニーズをつかまえるシステムも、路上生活者の人たちには全く機能していないという問題がございます。

—— 先ほど言われたように、東京都自らが現場に入って行って話を聞き、ニーズをつかむということがまず先決だということになるわけですね。

こうした問題というのは、行政が待っているのではなくて、積極的に問題を把握し、そして自ら近づいていく中で問題を把握していかなければ解決はできない、お役所は開いていますからいつでも来なさいということでは、問題を解決できない、これはアメリカ合衆国のホームレス問題の



例を見ても、非常に明白なことでございます。

——ところで、いろいろな理由から、先生のおっしゃる一般的生活者という範疇からははじかれてしまったという人たちによって構成されているということですが、労働能力、あるいは労働意欲、こういう面からはどのようにとらえられるでしょうか。

いわゆるホームレスの人たち、あるいは路上生活の人たちというのは、私は基本的には労働能力を持ち、かつ労働意欲を持つ人たち、そして自律的な生活を営みたいと強く願っている人たちだというふうにとらえております。

——そういう人たちに対して、行政というものは何をすべきなのでしょう。

私は、行政の行うべき点というのは何か、この人たちを救うとか、救済するとかということではなくて、その人たちの自立を支援すると、自分の力で生活したいと、だれにも頼らずにやりたいと考えておられる人たちですから、その意欲を活用して、それを支援するというのが政策の基本的なあり方ではないかというふうに考えております。

——支援のあり方としては、どういうことが考えられるわけですか。

幾つもの問題があると思いますけれども、一つは先ほど申し上げましたように、支援というのは問題を持つ対象の人たちとの密接な交流、人間的な交流を通じて当たっていかねばならない、それが第一点でございます。第二点は、総合的に接近しなければなりません。と申しますのは、いろいろな問題がそこに重なり合っている、雇用の問題、あるいは医療の問題、福祉の問題、家族の問題、あるいは心の問題、そうしたものが重なり合っているわけですから、行政のさまざまな

部局が現在非常に連携を欠いておりますけれども、密接に協力しあつて総合的に接近しなければならぬ、それが第二点でございます。第三点は、自主的な努力、自主的なものを尊重することということでございます。例えばホームレスの人たちが自分たちで集まり連絡組織を作つていらっしゃる、そういったものを活用することもできるし、本当はまたさまざまなNPO、ボランティア組織がこの人たちを支援している、その人たちとうまく連携しながら、行政が有効に政策を展開していくことができるだろうと、そういうふうと考えております。

——行政が現場の中に入っていくということは、絶対に必要なことですが、何も行政が全部自分たちがやるんだというふうに見える必要はないと、そういうことですか。

そのとおりでございます。例えば、現在のODA、あるいは難民の問題についても、むしろ行政官僚組織そのものがやるよりは、NPO、あるいはNGOのような組織を介在させ、そして当事者たちの組織と連携しながら、直接的に手を出すのではなく、そこと密接に協力してそこを支援するというようなソフトなシステムというのが有効であり、むしろ行政組織そのものが直接的に手を出すのは、マイナス面も出でくるとというのが国際的に常識になっておりますし、そしてそのことがかえつて行政費用を安くする、安価にするというふうな結果も出ております。

——そういう国際的な趨勢等に鑑みた場合、現在の東京都が取っている施策、姿勢というものは、どのように評価できるのでしょうか。

東京都が今回行われました、排除をしていく、動く歩道を作るために路上で生活している人たちを排除するというのは、一九世紀に行われたクリアランス、スラムクリアランスの政策を彷彿と

させるものがございます。このときの基本的な発想というのは、治安上の視点とか、衛生上の視点、先ほど来申し上げておるような、ただ公共に害を与える存在としてしかとらえない人間あるいは都市住民としてとらえない、一九世紀の発想を彷彿とさせるものがございます。ところが、こうした政策というのは、長い、それから五〇年、一〇〇年の歴史の中で実は反省されてきていると、それは結局悪い結果しか生まないという反省が、今国際的にも定着しているわけでございます。結局、根本的な問題にならない、強制排除というのは、関係を更に悪化させる、社会と問題を持つ人たちの間の関係を更にこじらせ、悪化させる、同時にどこからか追い出したところで問題は解決していかないわけですから、全く別のところで別の問題として起きてしまう、何の解決にもならない、こうしたことがある意味で国際的な社会政策の考え方の中で常識となっているのにもかかわらず、東京都がどうしてこうした政策を取られたのか、私どもから見ても、非常に理解に苦しむものがあります。

——それと、先ほどおっしゃられました、当事者に存在する自助の努力といいますが、あるいはボランティアの活動ですとか、そういう人たちの力を積極的に活用して問題解決に当たっていくべきだという視点からしますと、現在の東京都の姿勢というのはいかががでしょうか。

今回のような力を用いた強制排除というのは、そうした方向から真つ向から対立させてしまうという、非常に憂慮すべき結果を生んだのではないかというふうに考えております。むしろ、そうしたNPOの組織や、ボランティア組織や、あるいは当事者の人たちと話し合い、交流するのではなくて、かえって敵視してしまうという形というのは、政策としては全くまずい効果しか生まな

い、そういうものであったというふうに考えております。

——最後に、今後東京都に対して、どのようなことを期待といたしますか、注文といたしますか、  
されますか。

第一に私が望むのは、やはりホームレス、あるいは路上生活という問題が、特に八〇年代以降生じてきている都市社会問題の最も鋭い表現であり、そして、今後どのように深刻化するかという可能性をはらんだ問題であることを認識し、やはり正面から取り組んでいただきたいということでございます。同時に、そうした解決方法というのは、先ほど来申し上げておりますように、頭から何か、自分たちの発想、行政の発想で何か解決するのではなくて、当事者自身、あるいはそれを支援するボランティアの人たち、あるいはその他の都市住民と一緒に解決していくという、そういう解決策を考えていただきたいし、そういう解決策しかこうした問題にはあり得ないというふうに考えております。

## 抵抗行為に違法性はない

萩原重夫 人権法研究者

——略歴の一番最後にハビタット日本NGOフォーラム世話人というふうに書かれておりますけれども、ハビタット日本NGOフォーラムというのはどのような団体でしょうか。

これは先ほど行われました国連のハビタットの会議に参加したNGOが、その会議の精神を日本においても十分広げていこうという趣旨で作ったものでございます。

——その趣旨と今申されましたのは、内容的には具体的にどういうことでしょうか。簡単に申しますと、いかなる人でも居住の権利がある、ということだと思えます。

——この団体自体は設立はいつごろのことなんでしょうか。

これは今年の一〇月に設立総会を致しました。

——具体的な活動計画というのはどういうふうになっておるんですか。

私はまだ詳細は承知しておりませんが、日本においても居住権というものを重要な基本的人権の一つとして確立していくというのが主要な目的かと思えます。

——規模としては何人ぐらいの構成員がおられるんですか。

これは、実は既に存在しているSVAという、これは曹洞宗ボランティア会と申しますが、そち

らの事務局が主体になっておりまして、そちらはもう既に数千人単位の会員を持っておりませんが、このNGOフォーラム自体はまだ新しいものですから、何人かというのは詳しくは存じません。

——先生は世話人ということですので、一応、これから中心的なメンバーとして活動していかれるということでございますか。

はい。

——先ほど、ハビタット日本NGOフォーラムはすべての人の居住権の確立を目指しておられるということのようですけれども、そのすべての人の中に、具体的には日本においてはどういった人々が主に対象として挙げられるのでしょうか。

日本国民のみならず、日本に居住する、あるいは日本に在留する外国人すべてを含むという趣旨でございます。

——具体的に特に居住が問題になっておられる人々というのは、どういった人々がおられますか。

直ちに言えることは、まずホームレスと呼ばれている人達、それから家庭の事情によって自分の家に住むことが出来なくなっている人達、例えばそれは夫の暴力などから逃げている母親、妻とか、それから子供達、それからあとは難民などが考えられます。それから日本の特殊事情について申し上げますと、やはりこの間の阪神地方の地震によって家を失った人達もその対象に含まれると考えています。このハビタット日本NGOフォーラムをSVAが中心になって作ろうとしたきっかけもその地震にあるわけです。つまり、あのときに日本のNGOは、一部ボランティアと

いうものが大分マスメディアで取り上げられましたけれども、日本のNGO総体としては非常に取り組みが遅れたという反省に立っております。

——そういう立場で活動しておられるということですが、今回の本年一月二四日のいわゆる新宿駅西口の段ボールハウスの撤去の問題、そこでここにいる被告人二名が逮捕されて起訴されていると、この事件の概要については起訴状等はお読みになりましたか。

はい。

——それ以外に事件の背景にある新宿駅西口のホームレスの問題について事情等を先生なりに調査はされたんでしょうか。

はい。

——それは新聞記事とか、関係者からの聴取ということでございますか。

そうです。

——本件について先生のご専門である人権法という立場から、以下ご証言を願いたいんですけども、憲法には二五条で生存権というものが規定されておりますが、これは居住権との絡みでいきましたらどういった性質を持っている権利だということになるんでしょうか。

二五条一項は、すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する、とありまして、私はその健康で文化的な最低限度の生活の中に居住の権利が含まれる、という解釈を取っております。

——その場合に、憲法の規定に基づいて、国ないし地方公共団体というものはどの程度それを



実現すべく義務づけられているものでございませうか。

もし、個人の努力の範囲内において、そういう状態が維持し得ないのであれば、当然、国や地方自治体の責任において健康で文化的な最低限度の水準を保った住居を提供する、あるいは居住環境ということも出来るかと思うんですが、それを提供する責任があると思います。これは憲法上の権利であつて、それに対応する国の義務であると思います。

——現実問題として、この事件の当時には新宿駅西口に二〇〇名以上の路上生活をしておられる方がいたと、そういう方々が段ボールハウスという住居環境に甘んじておられたということなんですけども、そういう現実というものは、今の憲法上の規定に照らしまして、どのように先生は分析されるのでしょうか。

まず憲法二五条は一般的に生存権と呼ばれておりますので、私もそれに従いたいと思いますが、生活権という言い方も可能かと思えます。そして、そのどちらの用語を使うにしろ、それらが侵害された状態にあると思います。

——具体的にホームレスの方々が路上生活を余儀なくされているというのに対して、東京都ないし国はどのような政策を憲法上施すことが義務づけられているということになるのでしょうか。まず基本的には各人がその人の能力に応じて自活するということが原則かと思えます。そのため日本においては憲法二五条の理念に基づいて、例えば生活保護法をはじめとする諸法律や様々な社会福祉制度が実施されているわけですが、率直に申し上げまして、それらは十分とは言えないと思います。そして特に現在路上生活を余儀なくされている人達は、例えば生活保護の申請を



してもなかなか受け入れてもらえないという実態がございまして、これは既に本法廷でも証言されているかと思いますが、言ってみれば社会保障制度の、あるいは生存権を実現するための制度の谷間に置かれている人達であろうと思います。

——今、谷間に置かれているというお話がありましたけれども、この法廷でも城北福祉センターの医療相談員を長年やっておられた宮下証人が、日雇い労働者の現状というものについて、いわゆる法外援護しか与えられていないんだという証言をされておりますけれども、そのような現況というのは、言ってみれば福祉行政における憲法の生存権規定の運用が違憲状態になっていると、運用違憲だという考えをお持ちでしょうか。

二つの観点から申し上げたいと思いますが、まず現在存在している制度が不十分であると、ですから、もし現在の制度では二五条の要求を充たすことが出来ないとすれば、そのこと自体について違憲という判断が可能だと思います。次に一定の制度が存在するにしても、その制度の運用が、例えば生活保護の受給に対して極めて厳しいといえますか、あるいはその運用が非常に恣意的になされているとか、であればその点をとらえて運用違憲であるという言い方も可能かと思えます。

——新宿駅西口における路上生活者が数百名いるという現状については、これは今先生のお話された二つの側面からいきましたら、これはどちらの側面から違憲というふうに位置づけられるんでしょうか。

まず、恐らく抽象的には国の義務と言っておりますけれども、現実具体的にはやはり東京都の責任が一番大きいように思います。そしてその東京都がそういう路上生活を余儀なくされている人

達に対して、どういう制度をこれまで実行してきたか、ということを見れば、それは到底十分なものと云えないということは、これは東京都でさえも認めざるを得ないのではないかと思います。

—— 具体的には一月二四日に動く歩道建設のために段ボールハウスを撤去しようと、そういった目的の下にバリケードを作って座り込みをしておりました被告人らを排除しまして、最終的には段ボールハウスを撤去したと、そういった事実があるんですけれども、そのような排除の論理に立った都の対応というものは憲法的な観点からいきましたらどのように分析されますか。ですから、東京都が憲法二五条の要求に十分適うような措置を取っていなかったという、つまり二五条違反という現実が片一方にあつて、そして、その自分の責任を十分に果たせない中でそういう状況が生じているのを、一方的にそういう人達を排除する形であの辺をきれいにするというようなことというのは、憲法二五条に違反する政策と言つても過言ではないかと思ひます。

—— ここにいる被告人らはそういった強制的な排除に対して座り込みということと抵抗したと、それに対して威力業務妨害罪ということとで今回起訴されているわけなんですけれども、その抵抗行為自体は先生の立場からするとどのように位置づけられるんでしょうか。

私は、ですから一方で国なり都なり、あるいは新宿区による生存権保障の、あるいは居住権保障の措置が不十分であるという前提に立ちますと、仮にあそこで生活することが形式的には、例えば道路交通法違反に該当するとしても、それは自分達の最低限度の生存を維持するための緊急避難的な行為というふうに定義づけることが可能だと思ひます。したがつてそれは全くやむを得ない行為であつて、そして、それをすら、もしやれないとすれば、まさにお前たちは生存する必要

がないと言うに等しいのですから、その自分達の最低限度の生活を維持するためにそこで平和的といえますか、非暴力的といえますか、そういう抵抗行為に出たとしても、それは刑法的な用語で言えば可罰的違法性がないとか、違法性がないと、あるいは実質的な違法性がないという評価に値するのではないかと、ううに考えております。

——次に、憲法三二一条の適正手続の問題について、お聞きしていきます。憲法三二一条は、いわゆるデュープロセスというものを主張しておりますけれども、先生のご理解では、この規定は、どのような趣旨に基づくものでございましょうか。

三二一条については、基本的に二通りの理解が現在ございまして、これは刑事手続についての総則的な規定であるというのが一つと、もう一つは、三二一条というのは、単に刑事手続のみならず、行政手続を含めた全ての適正手続の総則的な規定であるという解釈がございまして、ただ、三二一条を刑事手続に限定する解釈にありまして、それは一三条によつて保障されるという解釈を取りますので、憲法全体としては、刑事手続であれ、行政手続であれ、適正手続が必要であるという点については、合意があると解釈しております。

——適正手続が憲法上要請されている理由というのは、どういうことになるんでしょうか。

一つには、まず実体的な権利が容易に侵害されないように、仮に規制する側の利益が相当に重大なものであったとしても、適正手続を要求することによつて、その規制が過度に渡らない、あるいは恣意的にならない、そして公正さを担保するというようなことが考えられます。結果的には、適正手続を規制する側に要求することによつて、結果的に実体的な権利を十分に尊重する仕組み

になっていると思います。

——それで、今のお話を前提に、じゃ、適正手続として、どの程度の手続が取られるべきかと、その判断基準というものは、どうやって判断されるものなんでしょうか。

行政手続について申し上げますと、一般的には、侵害される利益の重大性、それから、一方で規制する側の利益の重大性、そちらを比較、考慮をして、例えば、侵害される利益が極めて重大であるにもかかわらず、それを規制する側の利益はさほど重要ではないというふうに判断される場合には、極めて最も厳格な手続が要求されるというふうに、一般的には言えると思います。

——今回の段ポールハウスの撤去という行為、被告人らの抵抗行為を抑圧して、最終的には段ポールハウスを撤去したと、この都と区の行政行為に対する適正手続というものの中で、侵害される利益というのは、どのような人権ということになるんでしょうか。

これは、憲法二五条の生存権です。

——規制する側の利益というのは、何になるんでしょうか。

規制する側の利益は、形式的に道路交通法違反をなくすということ、それから、これは一部に言われております、路上生活者がいることによって環境が悪化するであるとか、あるいは営業の妨げになるであるとか、そういうような状態を正すということが考えられると思います。ただ、後者の点につきましては、本当に、現実には、具体的に路上生活によって、どの程度、実際上の営業が妨害されていたのかというようなことは、恐らく立証されていないのではないかと思いますけれども。

——じゃ、今お話がありました侵害される利益、いわゆる生存権という問題と、道路法等の規制する側の利益、これは憲法上の位置付けからしましたら、その比較、考慮としては、どういった対比になるんでしょうか。

一方で、被侵害利益が重要であるという点については、異論がないかと思うんですが、他方で、規制する側の利益というのは、例えば、アメリカなどで言われている理論ですけれども、やむにやまれぬ政府利益というようものが、つまり、極めて高度な政府利益が必要であるというような言い方がなされることがございます。そういう基準を仮に採用するといえますと、今回の都の規制する利益というのは、二五条の個人の生存権に比べたら、そんなに重大なものというふうには、私には考えられません。

——じゃ、今の対比を前提としましたら、今回の強制排除の手続自体は、非常に厳密な手続によつて行われなきゃいけないと、こういうふうになるんですか。

厳密な手続といえますか、手続の内容が問題になるうかと思えます。

——具体的に、どのような内容でなければいけないのでしょうか。

それは、やはりそこで生活している人一人一人が納得した上で、もし仮に同意されるならば、どこかへ移っていただくという、そういう説得というものが適正手続の内容としてなければならぬと思います。

——説得と同意ということでございますか。  
はい。

——本件では、一月二三日の夜の一時ごろ、約二〇〇枚余りの告知文書が配付されたという事実がありまして、二〇〇人以上の路上生活者のうち、一〇人余りに対して、一〇分間ぐらい話合い、説得行為が行われたというふうに、そういうような調査の結果が出ているんですけれども、これは適正手続の内容としては十分なものと言えるんでしょうか。

言えないと思います。

——先ほど、平和的な説得が必要であるというお話ですけども、代替的な施設というものは用意しておったということなんですけれども、代替的施設についてのどのようなものが用意されていたかということは、お聞きになりますか。

はい。

——芝浦の施設というものが、代替的施設として十分なものというふうに考えられますでしょうか。

一時そこに避難していただくという意味でしたら、それは代替施設と言えるかもしれませんが、問題は、路上生活をしなくなった後で、そういう人たちが、実際に健康で文化的な最低限度の生活をどうやって維持していくかということですから、そのことについて、私の知る限りでは、東京都が十分な配慮をしたというふうには思えません。

——芝浦の施設は、二か月間のみ収容であったというふうなことも聞いておりますけれども、そういう短期的な収容では十分なものではないと。

要するに、新宿から排除するということだけの効果しか、それでは生まれないわけで、その二か

月が終わった人たちは、またその後同じような状態に戻らざるをえないのではないかと思われま  
す。

——その他、新宿を出ていった後、健康で文化的な生活、最低限度の生活を維持できるものを  
用意しなきゃいけないということであれば、職業の紹介、職場の紹介等も非常に重要な問題に  
なると思ふんですけれども、この点については、都の対応はいかがでしょうか。

私の知る限りでは、非常に短期的な職業の斡旋しかなされなかつたというふうには理解しておりま  
す。また、紹介された職場も、暴力団が支配しているような、そういうところもあつたように聞  
いております。

——最後に、外国の事情について若干お聞きしたいんですけれども、諸外国で、いわゆる路上  
生活者の問題というのは、非常に社会問題になつていふと思ふんですけれども、アメリカにお  
いて、いわゆるホームレスというのは、日常としては何人ぐらいいると言われますか。

ホームレスを統計的に把握することは、これはいずれの国でも不可能なので、これは報道の限り  
ですけれども、一〇〇万人は最低超えていると、私の読んだものでは一〇〇〇万という数もあつ  
たように思います。ですから、数百万というぐらいに考えておくのが妥当なんじゃないでしょ  
うか。

——アメリカにおいて、こういった形の路上生活をしておられる方々を強制的に排除するとい  
つた行為も、頻繁に行われているんでしょうか。

それは、アメリカの場合には、日本と違ひまして、自治権というものが強いですから、各自治体

によって対応が違ふと思ひます。ですから、一般論ではちよつと申し上げかねますが、仮に新宿で行われたのと同じような強制排除をどこかの自治体が実施した場合に、これは必ず裁判になりまして、私のこれまでの勉強した範囲内の判断では、アメリカの裁判官の中には、そういう強制排除を違法と判断する可能性も、非常に高いのではないかと思つております。もう一つ申し上げますと、アメリカの裁判所においては、裁判官の独立というものが極めて高度に保たれていると。ですから、強制排除を合法とする裁判官もいるかもしれませんし、違法と判断する裁判官も、両方とも出てくる可能性があると思ひます。そして、それを連邦最高裁が最終的には統一するというシステムで、日本の裁判というのは、どうもそういう裁判官の独立というものはないように、私は感じております。

——その違法と判断する論理は、例えば強制排除の場面では、どういった論理で違法が基礎づけられているんでしょうか。

それは、法律違反ということでしょう。

——例えば、日本のこの新宿のケースを取り上げますと、日本の法律の中でいきましたら、要するに憲法違反ということを論拠に、違法、違憲というふうな論法づけも一応可能だということになるんでしょうか。

先ほどのご質問は、排除する側の理屈ではなくて、排除される側の根拠でございますか。

——その排除行為が違法であるという理屈づけでございますけれども。

それは、憲法と、恐らく国際人権法に依拠することが可能ではないかと思ひます。



——憲法並びに国際人權法に違反することですね。

はい。

——最後に、今回の問題については、青島幸男都知事が、路上生活者の方々について、独特の哲学と人生観をお持ちの方々だと、そういうような発言をしておられるんですけれども、この発言についてはどのようにお考えでしょうか。

全く誤った見解だと思います。それで、青島さんは、本来都知事になるべきでなかった人だと、私は個人的には思いますが、非常に不勉強だと、どうして路上生活に至るのかということも少しでも勉強すれば、当然そのような発言は出てこないはずですから、そういう路上生活者の実態について無知な人が、都の最高責任者として行った政策というのが、正しいはずがないと考えますが。

——青島都知事の認識には、路上生活をしている人々は、好きで路上生活をやっているんだというふうな認識があると思うんですけれども、先生がとらえている実態は、どのようなものでしょうか。

私の認識は逆でして、ほとんどの方は、やむをえずそういう生活を送らざるをえないんだというふうに認識しております。そういう送らざるをえないことの責任が都にあるんだという認識が全く欠けているという点で、憲法違反の発言ということも可能じゃないかと思いますが。

(略)

裁判官(西田) 先ほど、二五条で居住権が導きだされるとおっしゃいましたよね。片や、二二

条の一項で、公共の福祉に反しない限り居住の自由を有するということもありますよね。その間については、どのようなお考えですか。

二二条のほうは、自分で住みたいところに、自分の住みたいような態様で住むと、それは他人の権利を侵害しない限りでという限定付きのものだと。しかし、二五条のほうは、そういうふうな自分で自由に住みたいところを選べない、あるいは居住環境を設定できない人の権利を保障しているのではないかと考えるわけです。ですから、ちよつと適用される状況が違うんじゃないかと考えておりますけれども、もちろん、憲法全体として、公共の福祉による制約というものを考えることは可能ですが、それが認められるためには、一般的、抽象的な公共の福祉ではなくて、現実にはどういう、だれの利益が侵害されたのかということと、細かく検討する必要があると思えます。

## 二十年間日雇労働者を見つけて

宮下忠子

元・城北福祉センター医療相談員

一九九六年一月三日（第一一回公判）

——宮下さんの最終学歴はどのようになっておりますでしょうか。

明治大学文学部史学科東洋史専攻です。卒業しました。

——学校を出られてから、どういってお仕事をやってこられたんでしょうか。

最初は高校の社会科の教師で、九年間、品川高校、あと、都立の鷺宮高校で教職に就きました。

——高校教員をやめられたあとは、昭和四八年に都立社会事業学校というところに入学されておりますね。

はい。都立社会事業学校で、もう一度、生徒になりました、社会福祉の勉強をいたしました。

——この動機は、やはり社会福祉の活動に従事したいと、そういう気持ちでこの学校に入学されたんでしょうか。

そうですね。私自身、非常に未熟者でありましたから、もう少しきちんとした勉強をしたいと思います、それで社会福祉の勉強をすることになりました。

——この学校は一年間通われたわけですね。

そうですね。一年間、やりました。

——その社会事業学校を卒業されたあと、城北福祉センターの医療相談員として働き始めましたですね。

はい。

——これはいつからでしょうか。

昭和五〇年の八月からです。社会事業学校が一年で終わりました、東京都城北福祉センターに就職をしたいという希望を出したんですが、男性だけの職場で女性は無理だと言われて、自宅で待機しておりました、来手がないということで、結局、私が八月に医療相談員として就職することになりました。

——この仕事はいつまで続けられたんですか。

昨年の平成七年の六月までです。

——ということは、約二〇年間で、城北福祉センターの医療相談員をやってこられたということですね。

はい。

——この裁判で被告人となっております、この二人の方々は、新宿野宿労働者の方と運動を共にしてこられた方々なんですけれども、宮下さんは新宿の野宿労働者の方とのかかわり合いはあるんでしょうか。

仕事上、相談者がたくさんまいります、日雇労働者の方が仕事がなく、路上生活せざるを得ない場合には非常に動きが流動的になります。ですから、安心して仮眠できる場所というので、

新宿で寝たとか、それから、新宿に行つて何とか食べるものを確保してきたとか、それから、もともと新宿の町全体が非常に散つた形で、路上の方も多い地域でしたから、そこで何となく、排除されるのではなくて、安心していられるかもしれないという思いがあつたと思います。けつこう、相談の中では新宿と山谷を行つたり来たりしていらつしやる日雇労働者の方が多かったです。それから、もう一つは高田馬場という寄せ場がありますので、寄せ場と言いますと、日雇労働者の方がたくさん、仕事を探される場所でありますから、そこを通して、山谷と高田馬場で仕事を探される方もずいぶんいらつしやいました。その関係で新宿を歩いておりますと、年々、路上生活者が増えて、知り合いの方の顔もずいぶん見るようになりました。

——城北福祉センターというのは山谷にある福祉センターだと、だけれども、山谷から新宿に來られる方もたくさんいるので、そういった関係で新宿ともかかわりを持っていると、こういうことですね。

城北福祉センターはあくまでも、日雇労働者の対策として、応急援護を主体とした相談業務をやる場所です。

——それは山谷にあるんだということですね。  
ええ、そうです。

——だけれども、山谷の労働者の方が移動して新宿で野宿されるケースもあるので、重複する部分で、かかわりを持っているということですね。  
はい。

——次に城北福祉センターについてお聞きしますけれども、この城北福祉センターというのは昭和四〇年一月に設立されたと、こういうことでよろしいですね。  
ええ、そうです。

——この設立のきっかけになったのはどういうことなんでしょうか。

山谷が日雇労働者市場になって、オリンピックとか、いろいろありましたときにたくさんの方々が山谷地域に集まってきました。一万五〇〇〇人ぐらいだったと思いますが、そのあたりでかなり労働者の身分に対する保障が不十分であったためにいろいろな問題が、過去に暴動なども起きてきています。当時、美濃部都政でして、そのときにいろいろな話し合いが行われたみたいで、それで、山谷に労働者のための何か相談する場所を作ろうというので、できたのが私が勤務していました城北福祉センターの前身だと思います。

——東京都は昭和四四年に山谷対策室というものを設置しておりますけれども、この山谷対策室と城北福祉センターの関係はどうなっているんでしょうか。

山谷対策室は、山谷問題をいかに対策を行っていくかということなんです、その出先機関が東京都城北福祉センターということなんです。

——城北福祉センターの設立の目的、これを簡単に説明すると、どういうふうになるんでしょうか。

それはやはり一本しかないと思いますが、日雇労働者の生活を安定させ、人間らしく生きるための場所でありたいと思ったのではないのでしょうか。案内状には自立助長のために、この業務を行

うということが明記されております。

——城北福祉センターの職員というのは、現在何人ぐらいおられるんですか。大体、五〇人前後だと思います。

——城北福祉センターが具体的にやっている業務活動の主たるものというのは、どういったことになるんでしょうか。

城北福祉センターの業務のもたになりますものは、あくまでも応急援護というところです。法的な外で応急援護をやるという、具体的に言いますと、血が出ますと、その血を止めるためにバンドエイドを張るといような、その現象に対して対応するだけで、身分保障はないものなんです。ですから、相談業務の内容も、今晚、泊まる場所がないとか、それから、何日も食べてないから、食べるものがほしいとか、体の具合が悪くてどうしようもないけど、どうしたらいいだろうとか、それから、そのほか、いろいろな生活保護の相談とか、肉親探しとか、様々な、本当に総合的な相談を、応急の範囲でやるということでした。

——応急という言葉が今出ましたけれども、継続的に相談に乗っていくとか、継続的に援助をするとか、そういったことは城北福祉センターでは担当していないわけですか。ええ、担当しておりません。

——先程、法外援護という言葉も出ましたけれども、法外というのは具体的に、これはどういうことでしょうか。

法律の外ということで、例えば具体的に言いますと、生活に困った人が生活保護法で最低生活の



保障ができることになっているわけなんですけれども、生活保護法を申請して認定を受けられれば、ある程度、最低生活の保障はできます。でも、そういう手続が踏めない前の段階で、おなかが空いたり、泊まる場所がないという、本当に一宿一飯と言いますか、その場かぎりの相談をやっていくところで、法的な責任がないわけです。

——あくまで、法外であり、応急であると、それが城北福祉センターの仕事の内容だと、位置付けだと、こういうことでございますね。

そうです。

——宮下さんが具体的にやってこられた医療相談員の仕事というのは、日常的にはどういうことをやっておったんでしょうか。

医療相談員の仕事は、まず、病気の人が路上で倒れている、で、倒れた人が運び込まれて、歩いて、福祉事務所は遠いわけです、福祉事務所までとても、台東福祉まで、上野まで行けないという場合に、私たちの職場で医療班というのがありまして、その方のために病院探しをしたり、それから、派遣職員として台東と荒川から二名ずつ来た方が、それぞれ担当になった場合はそこで生活保護の手続をして、そして、病院探しをして、生活保護を受けるということで、今度は入院できることになるわけです。そのときにほとんどいらっしゃる方が単身者なものですから、常にトラブルが起きていたわけです。特に差別感が強い病院に行きますと、行っただけで門前払いを食うということも多々ありましたので、医療相談員が事務連絡、家族側にと言いますか、それで、一緒に添乗します、救急車で。添乗しまして、向こうと事務連絡をとり、スムーズに入院が



できるようにするための役割と、それから、入院した人に非常に孤独な方が多くて、福祉事務所も満足に訪問見舞いをしないという現状があります。それで、私たちが行って、お見舞いをするとか、手紙を出して叱咤激励をしてあげるとか、いろいろな細かな相談に乗ってあげるとか、本来ですと、家族とか実際にかかわる行政がやるべき仕事を、お節介な形ですが、そういう形の仕事を私たちはやってきているわけです。

——医療相談に來られる方というのは、山谷の中でどういった立場におられる方ですか。

それは城北福祉センターにいらっしゃる方たちほとんどがもう路上生活せざるを得ない、あるいはしてる人ばかりです。ですから、私たちは日雇労働者の方が仕事に行く元気な姿よりも、一番大変な状況をずうっと見続ける仕事を城北福祉センター応急援護でやってきているわけです。状態というのは、実際に法に携わる方に現場に来て見ていただきたいというように、文書で読むとかなんかとは全然違つて、とても心の痛む現状が多いです。本当に餓死寸前の人もいますし、それから働きたくても障害があるために、長年の重労働で腰を痛めて働けない人もいます。

——山谷の中でも、どやに定期的に泊まっておられるような方々というのは、基本的には医療相談には來られないわけですか。

(うなづく)

——野宿している人たち、そういう労働者の方が宮下さんのところに医療相談という形で來れるということでございますね。

そうです。

——宮下さんは二〇年間、この医療相談員をやってこられる中で、いくつか、ご本を出版されておりますけれども、それについて簡単にお聞きいたします。一九七七年に『山谷日記』という本を人間の科学社から出版されましたよね。

はい。

——これはどんなことが書かれた本でしょうか。

医療相談員になりましたときに、あまりの現状のひどさに驚きました。活字で読むこともない、非人間的な世界が路上にありまして、やっぱり、私は教師でしたから、現実を知らない生徒たちにも教えたかったこともありまして、本当に涙が出るんですけれども、路上生活をしている人を病院に連れて行きますと、差別と偏見の固まりで、私も患者も一緒に罵倒されたり、いろいろありました。

——じゃあ、そういった日々の経験を山谷日記という形で本にされたということですね。

はい。

——次に一九七八年に人間の科学社から『日向に座って地球の回る音を聞く』という題名の本を出版されましたね。

はい。

——これはどういうことを書かれたわけでしょうか。

それは寄せ書きなんですけれども、山谷労働者がほとんど年をとっていくと、大体、老人ホームに入れられてしまいます。本当に戦争体験をして、つらい中で身寄りを失って、そして、帰って

きて、いる場がなくて、日雇いで生きていく老人、年をとると、無味乾燥な本当にひどい老人ホームに入れられて、それをやはり、この人のために書かなきゃいけないと思って、いろんな老人の姿があつたんですが、書いておきました。

——次に一九七八年に晩聲社という出版社から『山谷泪橋』という本を出しておられますね。はい。

——これは簡単に説明すると、どういったことを書かれた本でしょうか。

私の心の中には、その当時、八五〇〇人の労働者がいたんですけども、八五〇〇人の命があつて、八五〇〇人の生き方があると思ひました。一人一人が生まれたときに産声を上げ、本当に幸せであれば、こういうつらい生活はしなかつただろうと、だから、私もし、すごく長く生きれば、八五〇〇人の自分史を日雇労働者の人に語ってほしいと思ひました。でも、物理的には無理でしたし、私に人生を語ってくれたアルコールの人と、それから韓国の方で非常に差別されながら生きなければならなかつた、日雇いしながら日本の国で頑張つてきた、その方のこととか、いろいろ死者も含めて、労働者の自分史の一端として、非常にお節介だとは思ひましたけれども、書きました。

——次に一九八五年に筑摩書房から『思い川』という本を出版されていますけれども、これについてはどんなことを書かれたんでしょうか。

やはり、寄せ場というのは戦場と同じで、性の隔絶された場所だと思ひます。单身者ばかりがたぐさんいる中で女性が生きていくわけですけども、私はその女性の方たちの中の何人かをそこ

で書いたわけなんです。一人の方は戦争中に公給の従軍慰安婦として行った日本人の方でした。ほかの方たちの中にも、いろいろなつらい思いがあつて、体がぼろぼろになつても、まるで聖女のような、何か自分が恥ずかしくなるような、心の広い売春婦の方にも出会うことができました。人間というのは見掛けではないし、そういうのにすごく感動したものですから、思ひ川という、山谷地域に流れる思ひ川に自分の思いをかけて、自分の生をかけて書いてみました。

—— 昨年の六月で医療相談員の仕事は退職されたようなんですけれども、その二〇年間の医療相談員としての経験を通じて、『山谷曼陀羅』という本を大修館書店から出版されましたね。はい。

—— これはどういったことを書かれた本でしょうか。もう私も両親の面倒を見なきゃいけないくて、労働者の中には、おばちゃん、まだいるの、もうやめたらいんじゃないのと、こう言われたことも多々ありましたけれども、確かにやめなければいけない時期がきます。それで自分の集大成みたいに、いろんな調査やいろんな現状を見てきましたので、自分しか残せない記録を労働者の方に残していきたいと思つて、『山谷曼陀羅』を書きました。

—— 『山谷曼陀羅』という本を見ますと、死者の調査というのをやっておられるようなんですけども、この死者の調査というのは何年頃から何年頃までをやられたわけですか。私の前に揖取先生が五年間の調査をなさっているわけですが。

—— 揖取先生というのはお医者さんですか。

お医者さんです。健康相談室で医師をやっていたら、とても人格者なお医者さんです。山谷ではいろいろ労働運動をやっていたら、ボランテニア団体、それぞれイデオロギーでやっても、みんな行きつくところは日雇労働者が生き延びるためにはどうしたらいいのか、これだけ、権利を剝奪されている、使い捨てになっちゃってしまっている労働者はいつどうなるんだろ、というのによく聞きました。私は役人の立場としてあんまりかわることはないですけども、ボランテニアをやりながらも、そういう話をしていました。やはり一番問題なのは彼らがどういう生き方をして、どういう死を迎えているのか、というのを知る必要があるような気がしたんです。それは行政側にとつては問題にする資料もなかったようで、過去に資料がほとんど残されていません。第一、してもいません。それは大阪とちよつと違います。そうすると、私たち以外、気がついた人以外、やらなきゃいけないんだというので、もうそれはいろんな苦勞をして、推定二〇〇人、死ぬらしいというのを立証いたしました。大学ノートに死者の調査の名簿を、死んだ年月を通して書いていきましたけれども、大学ノートに知った人がどんどん、ああ、この方は死んでいたという、そういう事実がわかりました。で、自分も首になるかなと思いましたが、行政がタブーにするものを自分が、一介の相談員がやるということ。でも、私はそのときはやはり労働者の死のほうがとても重要だと思えました。

——この調査は場所としては山谷の汨橋交差点を中心として、半径五〇〇メートルの狭い地域の中で路上死された方、要するに、そこで亡くなられた方を各年について集計をとったものだと、こういうことでよろしいですね。

はい

——「山谷曼陀羅」というご本を見ますと、一五四ページを見ますと、昭和五八年に八五名、昭和五九年に七五名、昭和六〇年に一三九名、昭和六一年に一二六名、昭和六二年に二二一名、昭和六三年に一〇九名、死者が出ているということが書かれていますけれども、これは間違いないですか。

はい。それにちよつと注釈を加えますと、それは私が調べたもので、永山の一角であろうかと。事実により近い数字として受け取っていただければいいんですが、あとで情報公開をしましたときは、私が調査しましたよりも、もつと多くの方が亡くなっております。

——今の数字のうち、病院で亡くなられた方というのは、全体の六〇パーセントから七〇パーセントというふうに書かれていますけれども、それは間違いないですか。

はい。病院で亡くなるということは、救急車か何かで病院に運ばれたというケースでしょうか。はい。センターを通す場合もありますし、直接、救急車を呼ぶ場合もあると思います。生活保護で入院するわけなんですけれども。

——その残りの三〇パーセントから四〇パーセントの人というのは、これは路上でそのまま亡くなられたということですか。

そうですね。不明で、餓死とか、凍死とか、病死とか、水死とか、それは本当に現状を見た者じゃないと言えないような。

——ところで、病院で亡くなられた方のうち、入院期間が一〇日未満の方が五五パーセント、一か月未満の方が七九パーセントというふうに書かれているんですけども、これは間違いありませんか。

そうですね。監察委員の調査報告にもありましたけれども、それは今年、講演会で監察部の委員長先生が来たんですが、台東区はこの区よりも、断トツにたくさんの方が亡くなっているんですが、運ばれてすぐ死ぬ人も多いというのがあります。ほとんど放置状態の場合が多いみたいですけど。

——こういうふうに入院期間が一〇日未満の方が五五パーセントもあるということは、もう入院した段階で助からない状態で運ばれていると、そういうことでしょうか。もちろんそうだと思います。

——それまで、要するに、十分な医療を受けたり、あるいは生活保護を受けたりというようなことが実際になされていないが故にそういうことになるかと。

そうですね。  
——年齢構成ですけれども、今、数字として挙げられました亡くなられた方のうち、五〇歳から五九歳までが四一パーセントというふうに出ておりますけれども、これは間違いないですか。

はい。  
——この数字は年齢構成は宮下さんから見て、五〇歳から五九歳までの方が四一パーセントだというのは、これはどのように分析されますか。

本当に働き盛りの、一番人生を極める年齢のときに、多くの日雇労働者が亡くなっていくということはとても信じたくない現実だと思います。本当に実際にかかわらないとわからないと思うんですけれども、私たちはこれだけの大会で、これだけ多くの日雇労働者が汗にまみれて働いてきて、しかも、本人の責任だけで早死にしていってしまうというふうにとらえられることに、立場こそ違いましたけれども、同じ生き方を、同じ場所で私は働き、彼らも働いてきた者どうしとしては無念でなりません。私の本当に力のなさ、人の力なんて本当に何もできません。このぐらいいいかできないんですけれども、日雇労働者の人たちにも、できるだけ長生きをして、おれの人生、生きていてよかったという、そういう社会保障と言いますか、そういうものがあるといいのではないかと思います。ですから、私は無念を世の中の人に少しでも知ってもらうために畳一畳に山谷曼陀羅という絵を書いたんです。

——今、『山谷曼陀羅』という絵の話が出ましたけれども、それはこの『山谷曼陀羅』という本の一番前のページにあります、山谷で亡くなった方の絵を書いたということですか。  
そうです。

——何人の方の絵を書かれたんですか。

畳一畳で約二〇〇〇人の労働者の死があると思います。

——それは何か調査して書き出されたんですか。  
はい。ですから、それを拡大鏡で見ますと、亡くなった年齢と亡くなった日付がちゃんと記載されています。それは困るという人もいます。おれはここに入りたくないという人もいますから。



——都の政策について具体的にお聞きしていきますけれども、先程、城北福祉センターが法外援助であり、応急援助だと、そういった役割しか果たしていないということなんですけれども、では、もつと法律に基づく政策として、都はどういう政策をやっているのかということをお聞きしたいんですが、たぶん、医療という問題を取り上げて、都の政策というのは日雇労働者に対してはどのような政策が行われているわけでしょうか。

医療も生活保護法しかありません。病気で働けなくなつて、何とか生きていくために福祉事務所へ、私たちはそちらへと向けるんですが、そこで生活保護を受けます。でも、どういうわけか、路上の人は施設収容というような形、あるいは入院ですね、外来の人は施設収容になつていきます。あくまでも、収容し、管理するという思いがすごく長い歴史の中で変えられないで、きているという、何か法外だけで人間の命が救えるんだつたらば、山谷の労働者が今こんなに苦しい状況に追い込まれていないと思うんですね。ですから、医療だけでしか、本当に矛盾しているんですけれども、何とか生きていきなければ、早く病気になるって生活保護をとる以外にないというのが今の日雇労働者の現状じゃないかと思ひます。

——日雇労働者に対する医療政策というのは、これは生活保護法の医療扶助でしか行われていないということですか。

そうですね。

——じゃあ、住宅政策というのはどのようになっておりますか。

住宅政策も本当に雀の涙ぐらいで、都営住宅の斡旋があるだけです。抽選で年何回かあります、

二回か三回。でも、それも何人かです。しかも、そういう人たちは居住権と言いますか、山谷地域に二年以上、いなければいけないとか、生活保護を受けている人とか、高齢者の方とか、そういう制限があります。

——山谷におられる方々、この方々は要するに、仕事を見つけないとか、あるいは仕事をしたいんだと、そういう気持ちというのは皆さん、お持ちになつておられるわけですか。

はい。私たちは今、コミュニティワーカー制度を考える会というボランティア団体を作つて、巡回をし、相談をするという、日本はどういうわけか、治安はとも、路上には行き渡つていまずけれども、福祉的なケアをするという、路上で倒れている人に医療的な福祉的な問い掛けをするという制度がありません。だから、大都会だったら、そういうものを、ニューヨークでもどこでもありますし、そういうのがあるべきだというんで、やっているんで。

——だから、働く意欲をみんなお持ちなのかどうかということですが。  
これは本当に仕事さえ、ふんだんにあれば、こういう裁判もなかったんではないかと私は思います。

——みんな一様に仕事を探しておられると。  
はい。もうみんな探してます。高齢者の人だつて、本当に長年、働いてきた、ごつごつした手を見せながら、おれはまだ働ける、仕事さえあれば、こんな路上で生活しないという、調査をいたしましたときに、調査と言いますか、東京都に声を届けるというんで、一人一人に書いてもらつたんです。一一五人の方のほとんどの人が仕事がほしいと言っていました。

——で、仕事がほしいけれども、仕事がないといった場面で、東京都は就労に対する政策を具體的にどういう形でやっているんでしょうか。

特出しと言いまして、公園の掃除だとか、時期によって出すんですが、それは一時期ということになります。ですから、日雇手帳みたいな、就労すると、こちらの傍聴の方で手帳を持っていらつしやる方もいるかもしれませんけれども、白手帳と言われる、職安を通して仕事に就く人たちの手帳を見せてもらっても、特出しがあるときですら、一か月に一万しか働いたという印紙が張っていないくて、もうほとんど何か月も張っていないくて、資格を喪失してる人もいます。

——その白手帳というのは、一か月に一三日以上、働いて、印紙が二三枚張ってあれば、仕事にあぶれたときはあぶれ手当をもらえると、そういった趣旨のもですね。

それは二か月で二六枚ないと、三か月目にあぶれ手当でというのをもらえないんです。ですから、どうも平成三年から山谷地域はほとんど、新宿もそうですけれども、仕事がなくなりまして、手配師が来なくなりました。ほとんどの仕事は手配師が主役だったと思うんですが、そのときですら、ほとんどもう、仕事をする状況ではなかったんですね。で、矛盾をしているんですね。二六日、働いた人はあぶれ手当がもらえて、手帳があつて、なかなか仕事の機会が見つからない人にあぶれ手当が支給されないという、何か本当に困っている人は路上にいるわけなんです。ですから、今、あぶれ手当をもらっている人を見ると、非常に健康そうで、きちんと働いている人たちが職安に向かつて歩いているのを見ると、ああと思ってしまうんです。

——結局、そういった白手帳の制度もあるけれども、就労斡旋ということについては、都の政

策というのは具体的にはかにはどういったことがあるんでしょうか。

山谷労働センターがあります。今、山谷労働センターと労働出張所という二つの、それから、私  
が来ました昭和五〇年には、これもいろいろ暴力団とか、いろいろ絡みもありましたけれども、  
朝、一五〇人ぐらいの手配師が来てましたけれども、今はもう、その当時からの人たちなんか、  
ほとんど見掛けなくなつたし、車も止まっていない。だから、朝、仕事に行こうと思つて、仕事  
の格好をして労働市場に立つても、仕事に行けない人が圧倒的に多くなつてしまつて、あるテレ  
ビでは朝のパフォーマンスという言葉を使つていましたけれども、本当に悲しい現実になつてい  
るわけです。で、労働センターのほうでも、実はよくテレビで取り上げられる、シャッターを上  
げて、三十何秒で一日の現金仕事の紹介が終わつてしまふ、シャッターを上げたときにみんな、  
はいつくばつて、その紹介のところに殺到をして、あつという間に紹介が終わつてしまふという  
現状ですから、本当に食うか、食われるかというふうにして、まだ体力のある人たちは仕事を一  
生懸命しているのが現状ではないでしょうか。

——昨年から今年にかけて、そういつた斡旋所を通じて仕事につける人というのは、山谷の日  
雇労働者の方で何割ぐらいおられるんですかね。

本当に一握りの人という感じがします。六五〇〇という数字は宿屋に泊まつた人の数ですから、  
それにしても、どやに泊まれて、毎日仕事に行ける人というのが六五〇〇人、これも非常に流動  
的な数ですから、はつきりとは言えませんが、でも、本当にどのくらいなんでしょう。実態はも  
う本当でない、一割、今日、傍聴に来ていらつしやる方に、今、どんな感じが聞きたいぐらいで

すが、実際には一割、もつといっているとは思いませんけれども。

——生活保護法の問題についてお聞きしますけれども、山谷の日雇い労働者の方が約六五〇〇人ぐらいいると、その内、生活保護を受けている方というのは何人ぐらいおられるんですか。

去年聞きましたとき、大体八〇〇人ぐらいで、前より多くなっているとは言いましたけれども、生活保護、一般の人達の受けるのとはちよつと日雇い労働者の場合、内容が違って、ドヤ地域で生活している人が多いですから、ドヤの生活保護を受けるとか、それから更生施設などで生活保護を受けるとか、あと、病院に入院して生活保護を受けるとか、それぞれです。私もドヤの簡易宿所というんですが、よく知り合ひもいて行ったり来たりするんですが、福祉のいろんなサービスからも日雇い労働者達のはじき出されているという現状を目のあたりにするんです。高齢の老人がベッド式の、本当に落ち込むような形のところで生活保護を受ける、歩けなくなる、動けなくなつて入院するわけですけれども、ホームヘルパーのサービスを受けることだつて、普通の地域では出来ませんけれども、なかなか地域のサービスもドヤ街の中には入つてこない。施設ではやはり収容、監視するという、何か拘束された中での生活保護受給という形で、非常にぎこちない印象を受けます。

——六五〇〇人の内、八〇〇人ぐらいが生活保護に基づく受給をしておられる、ということのようなんですけれども、その六五〇〇人の内、生活保護を受けられてないんだけど、宮下さんの目から見ても、生活保護の必要性があると思われる方というのは多数おられるんですか。

ええ、もちろん、多数、もうほとんど、仕事のない方達にも、文章どおりに行けば生活保護法が



適用出来るのではないのでしょうか。

——私がお伺いしたところでは、城北福祉センターのほうに医療相談等で来られて、生活保護の必要性があれば台東区もしくは荒川区の福祉事務所へ紹介するというお話ですね。

はい。

——その紹介したときに、紹介された日雇い労働者の方が生活保護を受けることが出来るかどうかについて、はねられることが非常に多いんだ、というふうにお聞きしたんですけど、その理由はということなんですか。

やはり制裁主義といいますか、入院しても勝手に出てきてしまったとか、それから相談員の言うことをよく聞かないとか、いろいろなトラブルで受けられないとか、それから相談者が多いときにはそれを少し整理するために受けられないで後日という場合もありますし、それは様々ですけども、以前よりは高齢者の問題がすごく問題になってきましたから、これからまた潮見寮という準更生施設が出来ますから、以前よりも少し高齢者に対しては本当に遅すぎるぐらいなんですけれども、いくらかは生活保護につながるようになってきたとか。

——そこで選別が非常に厳しく行われると、だからなかなか日雇い労働者の方が生活保護を受けにくいという状況がある、これは間違いないですか。

はい。厳しいのは昔からなんですけども、厳しくする側にも理由があるかもしれません、法を全うしなきゃいけないという。それから何というんでしょうか、生活保護法をセンターを通して申請に行くところとところに日雇い労働者の人達のもどかさというのがあるのではないだろうか。

応急援護のところでは生活保護の相談をした場合は、うち（城北福祉センター）からそちらへもつて、福祉事務所へわざわざ行かなきゃいけないわけです。新宿の場合ですと、そういう機関がありませんから、直接に新宿に生活保護の申請が出来る、また山谷のやり方と新宿のやり方、ちょっと、新宿のほうが本来の姿なんでしょう、直接行きますから。そのあたりで随分、行かないでそのまま路上にいてしまうという人達も過去には相当いました。

——生活保護を受けられたとして、その給付の内容はどういった内容になっているんでしょうか。期間の制限とかあるんですか。

住所不定の場合は施設収容というのが、なんか当たり前になってしまつて、本当に見学なんかへ行くと、委託の更生施設なんかでも、二段ベッドがビルの中に押し込められたような形でいて、そこに病気の労働者達が寝ていると、そういうものもあります。

——その期間はずうっと、要するに半年とか一年、保護を受けられるんですか。

住所不定の場合は、㊦といひまして、生活保護は国と都が多くみるといひながら、それが三カ月間ですね、だからその三カ月間が過ぎた当たりに結構福祉事務所の中に動きが出てくるというのは、前々から言われて申し上げますけれども、どうしても具合の悪い人達はやはりちゃんとそれなりの中央の機関でやる場合があります。例えば潮見寮の場合ですと、一二月から来年の三月までという越年越冬対策というのがありますから、三月あたりになつてくるとケースワーカーとしても出さなきゃいけなくなつてしまいます。どういふわけか、一時期だけしかそこを開設しないというのが昔からあつて、そうしますと本当に、曼陀羅でも書きましたけれども、

七〇歳のおじいちゃんに、もうここも終わりだし、あんたも山谷に帰って仕事を探しなと言つて生活保護を早く廃止しているという例もありました。

——一年とか二年とか通年で保護を受けられるという人は少ないわけですか。

いや、それも結構簡易宿舎外ではあります。いますけれども、今いる生活保護法の文章どおりであろうとする人達、やつて援助を受けられる者というような人達から考えれば、本当の一握りの人達だと思います。

——いろいろお聞きしてきましたけれども、宮下さんの経験からしまして、現在の日雇い労働者に対する国もしくは都の政策というのは、総括的に言いますとどのように見ておられますか。

私は二〇年間日雇い労働者の一番辛いところを見続けなければならなかつたので、さつきはいろいろ思い出して涙が出てしまつたんですけれども、本当に無策だと思えます。平成三年から、山谷はもつと早かつたんですが、路上生活者が増えてきて、その多くが仕事のない日雇い労働者で占められてきて、もつと機敏に国や都や地方政治が、地方の機関がそういう人達にこそ急遽の援護法を作つてやるべきだと思えます。それと、これだけ路上にいる人達に対してですとね、いつまでも会議が踊るで、会議ばかりで一つも効果的な、人間らしい、政治も人間らしくなければいけないと思うんです、そこに人間らしい政策を打ち出して行く勇氣のある姿勢がほしいと思います。一番大切なのは、たくさんあるんですが、日雇い労働者に対して、やはり行政側が縦割りで労働者を路上に放り出すのではなくて、縦割りが連携をして効果的な政策を、排除の政策ではなくて、場当たりのな政策ではなくて、長続きする、本当に労働者が生きていける場をもつと政



策的に作っていくべきであつて、あくまでも法外援護を振り回す政策はもう限界に来たんじゃないかと思うんです。ですから、私の夢なんですけれども、私の夢は、出たり入ったり自由な、労働者の相談が出来るような場所も、緊急援護の場所もほしいですし、その路上死亡をなくすために緊急保護をするための医療センターもほしいですし、それから安心して、いつも自分の自由を束縛しない、もっと人間的な生き方の出来る、趣味を生かし、和やかに話せて、そして自分のやりたいことがやれて、そして自分のやれる仕事に就いていけるような、そういう効果的なシステムというか、プログラムが必要だと思います。今までの政策というのは、一つのところに収容し、がんにがらめにして、相手の人間性を奪って行く政策が圧倒的に多かつたと思うんです。でも、もうそんな時代ではないような気がするんです。やはりミーティングをする場所とかですね、いろいろ多様な援助の仕方を、もっと早い時期に、路上の人が死んでしまったときに出来てもしやうがないわけで、早い時期に作つていただければなつて、都に要求書を持って話してまいりました。

——都とか国の政策が非常に貧困だというお話ですけれども、その中でボランティアという活動をやっておられる方々がいるわけですけども、このボランティアの役割についてはどのような判断しておられますか。

ボランティア活動をやっていらっしゃる方は、山谷だけでも一一あります。でも主になるボランティア団体、多くの支援している争議団とか山友会とか、星の家とか、その地域であります。こちらにもまたあると思うんです、スーパの会とか、いろいろありますが、もし、今、そのボランテ

イアをやつていらつしゃる方達は、すべての者から、恐らくは路上の人達は栄養失調か、死んで行くことになっていくと思うほどに、行政の援助の今のあり方は非常に薄いものだと思います。ですから、もう少し現場の人の声、それは支援している人も、それから、されている人の声も、もっと謙虚に聞く姿勢というのが行政の中にないといろいろな、収容が路上の人にとっては当たり前だという発想の下でこれからの路上への援助をして行こうとすれば、同じことを繰り返すと思います。監察委員の委員長先生が講演の中でこうおっしゃってました。終戦直後に慶応大学の松永先生がなされた調査の結果と、それから、そのときに問題を指摘されているわけですが、今、私達が面と向かっている問題とがあまり変わらない、つまり日本の政策そのもの、路上の政策そのものが戦後からずうっと同じ状態で、差別と偏見と収容と強制とというそのまま来てしまつて、どうも、もっと根源的に命を守るための思考が行われていないんじゃないかって、そういう話をしていらつしゃいました。私は日雇い労働者の人は最下層の労働者とはけして思っていない。恐らくこのビルを建てるのもたくさんの日雇い労働者の人達の本当の汗と油があつたと思います。ですから、そういう意味では私も付き合ってきた一人としては、本当にこれからのボランティア運動として、もっと働く人に、しかも保障のない人にもっと積極的に政策を打ち出して行く、そういうものになってほしいって、本当に、私もどんどん年をとってきますが、どこまで付き合えるか分かりませんが、思っています。

## あとがき

本書は当初、新宿公判闘争の記録集として発案された。無罪に勝利を勝ち取るにいたる陳述や証言の自身が、個別新宿の問題に止まらず、世界的普遍性を持った新しい運動の在り方として表現されているのではないかと考えたからである。ならば、そうした闘いがどのように生まれ、如何なる表現で伝えられていったかを記録することも不可欠である。そこで、九四年二月から九七年五月に至る三年余の期間に出された膨大な数のピラを集め、運動の流れがトータルにつかめるように選び出した。闘いは、今現在も続いている。東京都は、未だに根本的な解決策を提示できない一方で、「排除と収容」の姿勢を改めようとせず、「北新宿収容所」着工を打ち出してきている。七月現在、新宿連絡会の粘り強い反対運動に加えて地元住民の反対もあつて、着工には至っていないが、緊急した情勢がつづいている。一方で、都の強制排除策動を止めるべく、新宿の闘いに連帯し、心を寄せる多くの個人・団体によりマスコミへの「意見広告」が出されるなど、さまざまな試みが行なわれている。本書もまた、そうしたうねりの一つとなれば幸いである。

「野宿者は市民社会に媚びる必要などない。背伸びなどせず、下層は下層のまま、路上の仲間も路上の生死とともに、その姿のまま権利主体として自らを打ち鍛えていけばよいのである。もちろん、それは野宿者は野宿のままという事ではない、路上のことは路上の仲間でなんとかしようや、ということである。野宿者の運動はあくまでも野宿者の運動である。そして、野宿

者の運動はあくまで下層労働者解放の闘いの一環であり、一拠点である」

「新宿路上闘争は排除との一貫した闘いであると言つても過言ではない。それは換言すれば防御可能な生活空間を實力で獲得するための闘い、それを基礎にしながら生きるためのコミュニティを建設する闘いとしてあつた。時代（支配）によって大量に路上に排出させられた人々は生きるために群れるのである。生きるために「不法占拠」するのである。なんらの抵抗線も作れず、浮浪を孤独を余儀なくされ、その果てに路上での野垂れ死にを迎える野宿者の運命への強い抵抗形態こそ「不法占拠」状態である。我々は新宿西口地下を誇りに思う。野宿であることに恥じず、野宿であることに仲間の社会の基礎を置き、野宿であることを団結の闘いの路上拠点がここにある」（東京都による強制排除を許すな・北新宿ホームレス収容所設置反対・六・二八集会基調より）

本書に収録された文章は、一部の手直しを除いては原文・証言を忠実に再録したものである。そのために多少読みづらい箇所があるかもしれないが、ご容赦願いたい。また、分かりにくい用語については、編集サイドで可能な限り脚注を付けた。

本書は、新宿連絡会を中心に、山谷労働者福祉会館活動委員会など多くの支援者、弁護団、証人の方々の協力で作られた。また、新宿で撮り続けた作品を提供していただいたカメラマンの木暮茂夫氏と大島俊一氏、装丁の林軒三氏、そして、現代企画室の太田昌国氏のご尽力に感謝したい。

最後に、新宿の仲間たちの団結があつてこそ本書が世に出ることができた。その記録はまだ始まったばかりである。

一九九七年七月

8月18日 新宿夏祭り。

8月26～28日 三建が新宿西口地下を「清掃」。連絡会は事前に三建への団交をかちとるとともに、当日の集中行動で部分撤去を阻止。

9月25日 本田、笠井氏保釈。

10月7日 吉村氏保釈。

12月12～14日 8月と同様の三建の清掃へのとりくみ。

12月16日 「野宿労働者と連帯し都区政を問う国、自治体労働者連絡会」らが呼びかけた有志が、東京都へ、「動く歩道」設置に伴う14億円の支出に対する住民監査請求を提出。また翌年1月には芝浦寮についても同様の請求提出。ともに3月に棄却された。

12月28日～1月6日 越年越冬闘争。

**97年3月6日** 笠井、本田氏裁判全面勝利。

3月17日 仮設住宅設置、軽作業労働の保障を求める要望書提出。

4月15日 朝の退去勧告始まる。都と小田急による排除行動再開。

4月23日 吉村氏、一審判決、懲役10カ月・執行猶予2年。

4月28日、29日 排除への抗議の中で3名が逮捕。

4月30日 読売新聞、「自立支援センター」北新宿暫定開設と報道。

5月1日 メーデーに280名が結集。

5月10日 北新宿「暫定施設」建設に関する地元説明会。

6月14日 北新宿「暫定施設」開設反対デモ。

- 8月13日 初の本格的な新宿夏祭り。
- 9月 「動く歩道」建設の意図、明らかになる。ストップ「動く歩道」第1次集中行動開始。
- 9月6日 神山争議。
- 9月26日 宝くじ協会へ申し入れ。
- 10月2日 対都庁デモ。
- 10月20日 青島が定例記者会見で暴言。
- 10月22～27日 ストップ「動く歩道」第2次キャンペーン。
- 11月12日～23日 第3次キャンペーン。
- 11月14日 正田建設争議。以降、数波にわたってとりくまれる。
- 12月8日 「動く歩道」マスコミで正式発表。
- 12月15日、22日 東京都の周知行動を阻止。
- 12月28日～1月4日 第2回新宿越年越冬闘争。
- 88年** 1月13日 周知行動に対する抗議で二名が逮捕。うち一名、吉村理人氏は起訴され、またもう一名、池内文平氏は拘束の際、暴行を受け重傷を負って釈放、同氏と友人たちは、後日「1・13新宿西口における弾圧に抗議する会」を結成した。
- 1月14日 山谷で日雇全協総決起集会。その後、日雇全協、新宿で戦闘宣言。
- 1月24日 強制排除に徹底抗戦。4名逮捕。うち本田庄次氏、笠井和明氏2名が起訴。
- 1月26日 1名逮捕。以降2月22日まで、インフォメ前で「緊急避難所」作られ、連日、1日2回の炊き出しが行われる。
- 2月13日 京王電鉄、京王新線地下通路を封鎖。この頃から、都内各地で野宿労働者の排除・襲撃が激発。山谷の石浜公園では武器をもった住民が排除の先頭にたち、隅田川では少年たちによる悪質な襲撃がつづいた。5月には、代々木公園で、2名が襲われ、1名死亡、赤羽でも殺人事件がおきた。
- 3月15日 対都庁行動、2名逮捕。
- 3月22日 芝浦収容所閉鎖。
- 5月1日 第2回メーデー。
- 7月13日 全都野宿労働者集会。
- 7月15日 都区検討会、最終報告で「自立支援センター」構想明らかになる。
- 7月29日 多摩川六郷土手で野宿の労働者焼死。

## 新宿・闘いの軌跡'91→'97

**91年** 都庁、新宿に移転、これに先立ち4号街路拡幅。以降、ダンボールハウス増加。この頃から山谷をはじめ都内各地でも野宿者が急増した。

**93年8月** 月2回の強制撤去がはじまる。93-94年越冬期、新宿西口の野宿者400名を越す。

**94年2月17日** 全面的な強制撤去。山谷労働者福祉会館・人民パトロール班と渋谷・原宿生命と権利をかちとる会とともに労働者の反撃始まる。以降、抗議行動、大田寮へのピラ入れ、福祉局弾劾等が連続的にとりくまれる。

**3月18日** 東京都へむけた荷物返せ行動、約100名。

**4月1日** インフォメ前で初の労働者集会。

**4月10日** エルタワーで「東京都による野宿労働者の叩き出しを許さない4・10集会」開かれる。

**4月20日** 区政会館へ「福祉事務所長会議」粉碎行動。

**5月27日、31日** 野宿労働者同士による殺人事件、相次いでおこる。

**6月24日** 新宿闘う仲間の会、結成。28日の山谷における「日雇全協反失業闘争報告集会」に参加。

**7月12日** 新宿一日行動、初の「ホームレスのデモ」として注目を浴びる。

**8月10日** 闘う仲間の会、人パト班、いのけんにより「新宿連絡会」結成。

**9月16日** この日より一週間対区連続行動、大衆団交、議会傍聴、区長室前占拠等。

**11月10日～11日** 越年前連続行動。

**12月28日～1月4日** 初の新宿越年越冬闘争。

**95年2月6日** なぎさ寮で新宿の労働者一人死亡。期間中、山谷の労働者も一人死亡。

**3月15日** 緊急越冬対策終了に対する対都庁闘争で四名が逮捕。一名起訴。

**5月1日** 初の全都野宿労働者メーデー。

**3月19日** いのけんの見津毅氏、急逝す。

**6月19日** 都に団交を求める署名を提出。この頃、都議会傍聴行動などがとりくまれる。

## 【編者紹介】

新宿連絡会(しんじゅく れんらくかい)

1994年2月17日、東京・新宿西口地下街に並ぶダンボールハウスが東京都によって一斉撤去されたために、排除された野宿労働者が後に結成する「新宿闘う仲間の会」と、山谷や原宿で日雇・下層労働者や外国人労働者の支援活動を続けてきた運動グループが合流し、1994年8月に結成した。生活空間であるとともに運動の拠点ともなっている新宿西口ダンボール村のその後の3年間のたたかひの記録をまとめたのが本書である。

## 新宿ダンボール村 闘いの記録

発行……………一九九七年八月二五日 初版第一刷 一五〇〇部

定価……………二八〇〇円＋税

編者……………新宿連絡会

発行者……………北川フラム

発行所……………現代企画室

住所……………10東京都千代田区猿樂町二二一五 興新ビル三〇一

電話03-3293-9539 FAX03-3293-2735

振替……………〇〇二一〇一—一六〇一七

製版……………一ツ橋電植

印刷・製本……………中央精版印刷株式会社

ISBN4-7738-9707-4 C0036 Y2800E

© GendaiKakushitsu Publishers, Tokyo, 1997

Printed in Japan